

証券コード 6141
平成29年3月3日

株 主 各 位

奈良県大和郡山市北郡山町106番地
D M G 森 精 機 株式会社
取締役社長 森 雅彦

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示頂き、平成29年3月21日午後5時（営業時間終了時）までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年3月22日（水曜日）午前10時（午前9時開場予定）

2. 場 所 奈良県大和郡山市北郡山町211番地3

DMG MORI やまと郡山城ホール 大ホール

（会場が昨年と異なっておりますので、末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようにご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項

- 1 第69期（平成28年1月1日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
- 2 会計監査人及び監査役会の第69期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 第三者割当による自己株式の処分の募集事項の決定を取締役会に委任する件

以 上

（お願い）

◎当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト

（<http://www.dmgmori.co.jp/index.html>）に掲載いたしますのでご了承下さい。

事業報告

(自 平成28年1月1日)
至 平成28年12月31日)

I 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(当期)における業績は、売上収益が376,631百万円(3,130,766千EUR)、営業利益が1,961百万円(16,307千EUR)、税引前当期損失が1,064百万円(8,850千EUR)、親会社の所有者に帰属する当期損失が7,826百万円(65,058千EUR)となりました。

当社グループは、平成21年のDMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT(以下、「AG社」と)との協業提携から、当期に完全経営統合を行う過程において事業及び資産の見直しを行い、重複資産の整理やノンコアビジネスからの撤退に伴う一時費用を当期に計上いたしました。この結果、投資有価証券売却益を含めた一過性の利益及び損失を除いた営業利益は約130億円(108百万EUR)となりました(EUR建表示は当期の期中平均レート120.3円で換算しております)。当期中に完全経営統合に関係する特殊な会計処理や費用処理は終了し、日本、ドイツ、アメリカで全体の約半分を構成するバランスの取れた販売体制を構築しており、平成29年は米国子会社の収益改善や重複資産の整理等の効果が具体化し、企業戦略を強力に展開してまいります。

当社グループは、平成28年4月にAG社の株式12,108,437株を追加購入し、75%超の持株比率となりました。グループの結束強化と経営資源のさらなる有効活用のために、連結対象会社DMG MORI GmbHとAG社の間でドミネーション・アグリーメントを締結し、AG社の商業登記簿への登記完了を経て発効することとなりました。本発効により、当社とAG社の経営資源を一体のものとして活用する完全一体経営が可能となり、部品共通化、機種統合、顧客管理システム及びサービス・パーツシステムの共有、グローバル生産能力の最適活用により経営効率化を進めております。

イノベティブな商品とサービスでお客様のご要望を一手に引き受けるべく、事業戦略につきましては、IoTやインダストリー4.0に関するソリューション提供を充実させております。当社の技術を結集したテクノロジーサイクルは、切削サイクル、ハンドリングサイクル、計測サイクル、モニタリングサイクルという4つの機能と、機械本体、切削工具や周辺機器等のオープンイノベーション、組込ソフトウェア、CELOS等のHMI(ヒューマンマシンインタフェース)を融合させた新しいソリューションの形です。製品、工具、素材、ソフトウェア等あらゆるデータの組み合わせを最適化し、テクノロジーサイクルの拡充を進めております。テクノロジーサイクルによりオペレーション効率を向上させる「スマートマシン」だけでなく、DMG MORI Messengerというソフトウェアを通して工場の機械の稼働状況を一目で確認・管理する「スマートファクトリー」やマイクロソフト社のクラウドプラットフォーム「Azure」を使用することにより、世界中の工場における機械の稼働状況の確認を可能にする「スマートカンパニー」に至るまでIT新技術を最大限に活用することで、機械と工場、工場と工場をつなげ、お客様の生産性と利益の向上に貢献いたします。これらへの取組みのひとつとして、社内工場のさらなる製造効率改善のために伊賀事業所をスマートファクトリーと位置付け、組立作業の見える化、進捗管理システムを導入する等、発注、作業工程、品質、在庫のタイムリーな管理体制の構築を進めております。CELOSを通して収集された機械の稼働状況、センサからの各種情報、加工データ等のBIG DATAを解析することで機械の設計改善だけでなく、機械の故障を事前に把握す

るための予防保全にも役立たせる等お客様の生産性と効率性の向上のための仕組みづくりにも取り組んでおります。

販売面につきましては、9月に米国シカゴの「IMTS 2016」及び独国内国シュツットガルトの「AMB 2016」、10月に伊国ミラノの「BIMU 2016」、11月には東京で開催された「JIMTOF 2016」にそれぞれ出展いたしました。「IoT/インダストリー4.0&DMG MORIスマートファクトリー」をテーマに、世界初出展を含む最新鋭の工作機械を展示するとともに、21種類のテクノロジーサイクルをご紹介いたしました。センサ搭載機や独国内国シェフラー社と共同で取り組む実証プロジェクト「マシンツール4.0」や、自動化システムソリューションとしてRobo2Goやモジュール型ロボットシステムによる機械稼働率向上のご提案も合わせてご紹介し、お客様から大変ご好評をいただきました。

製品、サービス面につきましては、あらゆる生産現場で活躍するソリューションベースマシンCMX Vシリーズの販売を開始いたしました。これまでの立形マシニングセンタの標準オプションを網羅した全290種類の多彩なオプションを取り揃え、お客様のニーズに合わせてカスタマイズ可能であり、全9種類のテクノロジーサイクルもオプションで搭載できることから、さまざまな業種の幅広いワークに対応する高い汎用性で、お客様の生産性向上に寄与いたします。また、より高品質なサービスをご提供するため、日本国内で販売する機械本体の無償修理・保守サービス期間を2年から5年に延長できる「セロスクラブ・プラチナ」の販売を11月より開始いたしました。大変ご好評をいただいているセロスクラブにIoT支援パッケージを付加し、工場からの保守、機械でのセンシング・モニタリングを活用し、6ヵ月毎の1日点検によって5年間の保証サービスを提供しております。

また、平成29年は全社を挙げて働き方改革への取組みを一層強化いたします。在宅勤務の拡充、社内託児所の設置、コアタイム制の導入、残業ゼロに向けた意識改革で、公私共にバランスの取れたワークライフバランス作りを進め、生産性及び効率性の向上に積極的に取り組んでまいります。

当社は、製品とサービスのより一層の品質向上とお客様への高付加価値ソリューションの提供、オープンイノベーションの推進をはじめとしたパートナー企業との連携と共存共栄、当社の企業価値の最大化を促進してまいります。

工作機械の需要につきましては、日本工作機械工業会が発表している平成28年の受注は、前年比15.6%減となりましたが、当社の同期間における受注は円ベースで4.4%減に留まり、EURベースでは6.8%増を確保することができました。

国内市場は、前半年から年央にかけて需要の調整局面がありましたが、「JIMTOF 2016」の効果もあり、期末にかけては受注に動きが見られました。

北米市場は、直接販売・サービスのビジネスモデルへの変更が順調に進展し、当社の受注は円ベースでも前年比でプラスを維持しております。特に「IMTS 2016」では、お客様の生産効率改善に向けたIoTの取組みが高く評価された他、世界初出展のCMX Vシリーズが大好評を得ました。

欧州市場は、引き続き堅調であり受注はプラスで推移しております。プライベートショーも活況を呈しており、今後も緩やかに伸張していくものと期待しております。

中国市場は、ほぼ底打ちを確認しております。年央以降は、前四半期比でほぼ横ばいでの推移となっており、まだ本格回復は期待できないものの、平成29年4月開催の北京ショー（CIMT 2017）は需要を刺激する大きな要素となるものと期待しております。

その他、アジア・オセアニア市場は、需要は総じて低迷しております。その中で、台湾、ベトナム、インド、オーストラリアは比較的健闘しております。

(2) 設備投資等の状況

当期において実施した当社グループの設備投資総額（ソフトウェア含む）は、15,242百万円であり、伊賀事業所の最新板金工場設備、ロシアテクニカルセンタ、韓国テクニカルセンタの建設等であります。なお、主な大型の投資案件が一巡しましたので、平成29年度は投資を必要最小限にとどめグループ全体で100億円から120億円程度を計画しております。

(3) 資金調達の状況

当社は、AG社の75%超の株式取得に伴い調達した短期借入金の長期化を目的として、当期中に永久劣後特約付ローン40,000百万円、無担保永久社債（劣後特約付）10,000百万円、無担保社債30,000百万円による資金調達を行っております。なお、劣後特約付ローン及び永久社債については、元本の弁済及び償還期日の定めがなく利息の任意繰延が可能である等により「資本性金融商品」に分類され、調達額から発行費用を控除した額は、当連結計算書類上、資本の部に「ハイブリッド資本」として計上しております。

また、同様の目的で、当社は主要取引金融機関とシンジケートローン60,000百万円による資金調達を行っております。

このほか、効率的な資金調達を行うため、主要取引金融機関と貸出コミットメントライン契約30,000百万円を締結しておりますが、当期末における当該借入残高はありません。

(4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは当期中に、AG社株式について12,170,654株の個別売買に伴う買付けを行い、これにより当社グループの同社株式の議決権比率は76.11%となっております。なお、AG社との間にドミネーション・アグリーメントを締結しております。詳細につきましては、33ページ<ドミネーション・アグリーメントに関する注記>をご参照下さい。

(5) 対処すべき課題

①製品開発

これまで日本とドイツで蓄積してきた技術を最大限に活かした効率良い製品開発を行っております。生産性向上やより良いサービスの提供を狙いとして、外観デザインの統一も行いながら日本とドイツでの機種統合を進めております。一方、自動化システムの強化に加え、ギヤ加工、計測や高精度加工等を容易にする組込ソフト、テクノロジーサイクルの開発にも注力し、より多くのソリューションをお客様に提供できるようにしてまいります。またセンシング技術やIoTを駆使して予知保全や最適加工条件の提供も重要課題として取り組んでおります。

②品質

製品企画から販売、サービスに至るまで、製品を通じてお客様と関わるすべての活動を品質と捉え、全社員一丸となって日々品質向上に努めております。一桁違う品質を達成してお客様に感動を提供することを合言葉に、機械本体、ソフトウェア、周辺装置等の隅々まで気配りした製品造りを目指しております。また、日本、欧州、アメリカ、中国、ロシアの各工場どこで造られた製品でも、お客様に同等かつ高品質であると感じていただけることを目標に、開発、生産、サービスや営業活動の各プロセスの統一も確実に行ってまいります。

③安全保障貿易管理

近年、世界の安全保障環境、特にアジア・中東・東ヨーロッパ地域の安全保障環境の不安定化が顕著になってきたことに伴い、大量破壊兵器の不拡散や通常兵器の過度の蓄積防止に対する国際的な関心が一段と高まっております。このような環境のなか、当社グループにおいては、輸出関連法規の遵守に関する内部規程（コンプライアンス・プログラム）を定め、厳正に適用しております。さらに、当社製品には、不正な輸出を防止する目的で、据付場所からの移設を検知すると稼働できなくする装置を搭載し、厳格な輸出管理を実践しております。安全保障貿易管理につきましては、重点課題として今後とも継続して取り組んでまいります。

④法令遵守

経営者自ら全従業員に対し法令及び企業倫理に基づいた企業活動の徹底を指示し、また、役員・従業員向けの各種教育研修を企画し、継続的に実施することで役員・従業員の意識の向上と浸透を図っております。グローバルな事業展開に対応し、日本国内のみならず各国においても、法令遵守のための体制の構築を図っております。また、従前より内部監査部が主管部署として、定期的に法令遵守活動のモニタリングを実施する体制を整備しており、引き続き、内部管理の強化に努めてまいります。

今後とも株主の皆様の一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

当社は第68期より従来の「日本基準」に替えて「国際会計基準（IFRS）」を適用しております。第67期につきましては、日本基準に基づいた数値とIFRSに基づいた数値を併記しております。なお、科目等の表記が日本基準とIFRSで異なる場合は、両方を記載しております。

AG社につきましては、第66、67期は持分法適用関連会社として持分に応じた投資利益を、第68、69期は財務数値を100%取り込んだ上で連結計算書類を作成しております。

区 分	第 66 期	第 67 期		第68期	第69期(当期)
	平成25年度	平成26年度		平成27年度	平成28年度
	(日本基準)	(日本基準)	(IFRS)	(IFRS)	(IFRS)
	平成25年4月～平成26年3月	平成26年4月～平成27年3月		平成27年4月～12月	平成28年1月～12月
売上高又は売上収益	百万円 160,728	百万円 174,660	百万円 174,365	百万円 318,449	百万円 376,631
営業利益	百万円 9,357	百万円 14,236	百万円 18,196	百万円 31,140	百万円 1,961
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失(△)	百万円 9,442	百万円 15,216	百万円 17,080	百万円 26,900	百万円 △7,826
1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益又は損失(△)	円 85.73	円 117.28	円 131.65	円 216.53	円 △67.80
総資産又は資産合計	百万円 241,670	百万円 323,339	百万円 323,759	百万円 598,034	百万円 558,222
純資産又は資本合計	百万円 155,501	百万円 171,004	百万円 166,373	百万円 232,107	百万円 102,482
1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分	円 1,164.59	円 1,301.93	円 1,266.28	円 1,293.72	円 836.25

(注) 1. 第68期については、決算期変更により9ヵ月決算となっております。

2. 第68期の営業利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益については、AG社を連結対象会社としたことにより発生した段階取得に係る差益37,296百万円、AG社の取得原価の配分結果及び北米市場の直販体制への移行に伴う一時的なコスト増加が含まれております。
3. 第69期の営業利益及び親会社の所有者に帰属する当期損失については、重複資産の整理やノンコアビジネスからの撤退に伴う一時費用と投資有価証券売却益を合わせた約110億円の損失が含まれております。
4. 第69期の基本的1株当たり当期損失については、親会社の所有者に帰属する当期損失よりハイブリッド資本所有者の持分相当額を控除した金額を、普通株式の期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で除して算定しております。
5. 第69期の1株当たり親会社所有者帰属持分については、親会社の所有者に帰属する持分（ハイブリッド資本を含む）を、普通株式の期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数で除して算定しております。

(7) 重要な子会社の状況（平成28年12月31日現在）

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT	204,926千ユーロ	76.1% (76.1%)	欧州関係会社の統括
DMG MORI GmbH	25千ユーロ	100%	工作機械等の販売等を主な事業目的とする企業の株式購入、保有等
GILDEMEISTER Beteiligungen GmbH	55,000千ユーロ	100% (100%)	欧州における工作機械の製造会社の統括
DMG MORI Sales and Service Holding AG	45,240千スイスフラン	100% (100%)	欧州における工作機械の販売及びサービス会社の統括
DMG MORI USA, Inc.	17,000千米ドル	100% (100%)	米州における当社製品の販売及びサービス
DMG MORI MANUFACTURING USA, INC.	31,096千米ドル	100% (100%)	当社製品の製造及び販売
DMG 森精機（天津）機床有限公司	63,400千米ドル	100%	当社製品の製造及び販売
DMG森精機セールスアンドサービス株式会社	100百万円	100%	国内における当社製品の販売及びサービス
株式会社マグネスケール	1,000百万円	100% (44.1%)	計測機器の製造及び販売
株式会社太陽工機	700百万円	50.8%	研削盤の製造及び販売

(注) 議決権比率欄の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社を含む139社であります。その他、持分法適用関連会社は3社であります。なお、当期の連結業績については、「Ⅰ (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(8) 主要な事業内容（平成28年12月31日現在）

工作機械（マシニングセンタ、ターニングセンタ、複合加工機、5軸加工機及びその他の製品）、ソフトウェア（ユーザインタフェース、テクノロジーサイクル、組込ソフトウェア等）、計測装置、サービスサポート、アプリケーション、エンジニアリングを包括したトータルソリューションの提供

(9) 主要な事業所（平成28年12月31日現在）

①当社グループの主要な事業所

東京グローバルヘッドクォータ（東京都）、名古屋本社（愛知県）、
ビーレフェルト（ドイツ）、シカゴ（アメリカ）、上海（中国）

②当社グループの主要な工場

伊賀事業所（三重県）、奈良事業所（奈良県）、フロンテン、ゼーパッハ（以上、ドイツ）
ファモット（ポーランド）、デービス（アメリカ）、天津（中国）、ベルガモ（イタリア）

③子会社及び関連会社の主要な事業所（国内）

工作機械の据付・販売及びサービスサポート

DMG森精機セールスアンドサービス株式会社（愛知県）

営業拠点：32カ所、社員数：495名

立形複合研削盤等各種研削盤の製造及び販売

株式会社太陽工機（新潟県）

計測機器の製造及び販売

株式会社マグネスケール（神奈川県）

ソフトウェア、画像処理等ハードウェアの開発及び販売

ビー・ユー・ジーDMG森精機株式会社（北海道）

保険代理業・施設の運営

DMG森精機興産株式会社（奈良県）

金型の設計、製造及び販売

DMG森精機金型研究所株式会社（奈良県）

中古工作機械の修理及び販売

DMG森精機Used Machines株式会社（愛知県）

実装基板自動外観検査装置及びX線自動検査装置の開発、製造及び販売

株式会社サキコーポレーション（東京都）

鋳物、機械加工及びその他の製品の製造及び販売

株式会社渡部製鋼所（島根県）

（注）株式会社渡部製鋼所は持分法適用関連会社であります。

③子会社及び関連会社の主要な事業所（海外）

次ページに全世界Sales&Service拠点地図を掲載しております。



Sales & Service

46カ国 157拠点

- Sales & Service
- グループ会社
- 生産拠点
- パーツセンタ



(10) 使用人の状況（平成28年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	
12,307名	(12,230名)

- (注) 1. ()内は前期末の使用人数であります。
2. 使用人の中にはアプレンティス（見習工）382名、パートタイマー、アルバイト及び労働契約者451名（前期427名）を含めております。派遣社員553名（前期617名）は含めておりません。
3. 使用人数の増減は、新卒社員入社72名等により、前期末と比べ77名増加しております。
4. 男性10,575名、女性1,732名であります。
5. 国籍別では、ドイツ4,015名、日本3,617名、アメリカ918名、イタリア638名、ポーランド592名、中国495名、フランス228名、ロシア206名、オーストリア206名、インド162名、イギリス106名等となっております。

②当社（単体）の使用人の状況

使用人数	平均年齢	平均勤続年数
2,739名 (2,740名)	39.2歳	14.2年

- (注) 1. ()内は前期末の使用人数であります。
2. 使用人の中にはパートタイマー、アルバイト及び労働契約者325名（前期298名）、子会社への出向者664名（前期642名）を含めております。派遣社員28名（前期25名）は含めておりません。
3. 平均年齢及び平均勤続年数にはパートタイマー、アルバイト及び労働契約者は含めておりません。

(11) 主要な借入先の状況（平成28年12月31日現在）

社債及び借入金	206,780百万円
株式会社三井住友銀行	69,200百万円
株式会社みずほ銀行	50,991百万円
無担保社債	49,854百万円
その他	36,733百万円
ハイブリッド資本	49,505百万円
合計	256,285百万円

(注) ハイブリッド資本については、34ページ<ハイブリッド資本に関する注記>をご参照下さい。

II 会社の株式に関する事項（平成28年12月31日現在）

- | | | |
|--------------|--------------|-----------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 300,000,000株 | |
| (2) 発行済株式の総数 | 120,038,451株 | （自己株式12,905,232株を除く。） |
| (3) 単元株式数 | 100株 | |
| (4) 期末株主数 | 38,198名 | |
| (5) 大株主 | | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L （常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社）	6,332	5.28
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,181	4.32
森 雅 彦	3,540	2.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3,499	2.91
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 0 0 5 5 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	3,314	2.76
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	2,927	2.44
D M G 森 精 機 従 業 員 持 株 会	2,677	2.23
野村信託銀行株式会社（投信口）	2,326	1.94
森 智 恵 子	2,287	1.91
森 優	1,721	1.43

- (注) 1. 当社は、自己株式（12,905,232株）を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年12月31日現在）

(1) 当事業年度の末日に役員が保有している新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

発行決議の日	平成28年9月13日
新株予約権の数	24,100個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,410,000株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1,121円
新株予約権の行使期間	平成30年9月14日から平成33年9月13日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 1,398円 資本組入額 699円
使用人等への交付状況	
当社使用人	交付者数 99名 交付数 16,350個 目的である株式の数 1,635,000株
子会社の役員及び使用人	交付者数 60名 交付数 7,750個 目的である株式の数 775,000株

(3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
※ 取締役 社長	森 雅 彦	DMG MORI AG監査役
※ 取締役 副社長	近 藤 達 生	経営統合業務担当
※ 取締役 副社長	玉 井 宏 明	営業エンジニアリング管掌兼管理管掌兼 人事管掌兼営業エンジニアリング本部長兼 管理本部長兼人事本部長
専 務 取 締 役	高 山 直 士	製造・開発・品質管掌兼 製造・開発本部長兼品質本部長
専 務 取 締 役	小 林 弘 武	経理財務管掌兼経理財務本部長
取 締 役	大 石 賢 司	購買物流管掌兼購買物流本部長
取 締 役	青 山 藤 詞 郎	慶應義塾大学理工学部部長・理工学研究科委員長
取 締 役	野 村 剛	野村テクノサイエンス株式会社代表取締役社長
常 勤 監 査 役	佐 藤 壽 雄	
監 査 役	加 藤 由 人	
監 査 役	木 本 泰 行	日本板硝子株式会社社外取締役

- (注) 1. ※印は、代表取締役であります。
2. 取締役青山藤詞郎、野村剛の各氏は、会社法第2条第15号に定められた社外取締役であります。なお、青山藤詞郎、野村剛の各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
3. 監査役加藤由人、木本泰行の各氏は、会社法第2条第16号に定められた社外監査役であります。なお、加藤由人、木本泰行の各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 責任限定契約の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額（報酬2年分）としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2名)	462百万円 (48百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	67百万円 (27百万円)
合 計	11名	529百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬等の額は、平成19年6月28日開催の第59回定時株主総会において「総額を年額600百万円以内」と決議いただいております。
3. 監査役の報酬等の額は、平成19年6月28日開催の第59回定時株主総会において「総額を年額100百万円以内」と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等との兼職状況（他の法人等の業務執行者である場合）及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 野村剛氏は、野村テクノサイエンス株式会社代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員の兼任状況

監査役 木本泰行氏は、日本板硝子株式会社社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

- ③ 当事業年度における主な活動状況

取締役 青山藤詞郎氏は、当該事業年度に開催された13回の取締役会すべてに出席いたしました。慶應義塾大学理工学部教授及び同学部長であり、機械工学・生産工学をはじめとする分野について幅広く卓越した知見と豊富な経験を活かし、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

取締役 野村剛氏は、当該事業年度に開催された13回の取締役会すべてに出席いたしました。パナソニック株式会社の常務取締役を務めた経歴を有し長年の経営経験と生産技術・品質・環境分野で培われた業務経験と幅広く高度な見識に基づき、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

監査役 加藤由人氏は、当該事業年度に開催された13回の取締役会、また21回の監査役会のすべてに出席いたしました。愛三工業株式会社の代表取締役社長を務めた経歴を有し、長年の経営経験と生産技術・品質・開発分野で培われた業務経験と幅広く高度な見識を活かし、取締役会において疑問点を明らかにし、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、監査結果について意見交換を行うとともに、経営全般につき適宜必要な発言を行っております。

監査役 木本泰行氏は、当該事業年度に開催された13回の取締役会すべて、また21回中20回の監査役会に出席いたしました。株式会社三井住友銀行の専務取締役を務めた経歴を有し、実業界における豊富な経験と高い見識を活かし、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。監査役会においては、企業経営の観点から監査に関する重要事項について適宜必要な発言を行っております。

各社外監査役は常勤監査役と連携して、監査役会にて監査方針、監査計画、監査方法、業務分担を審議、決定し、これに基づき年間を通して監査を実施しております。また、経営トップ並びに各取締役と定期的な意見交換を実施するとともに、適宜、工場、グループ会社等の現場往査を行っております。

V 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	90百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	119百万円

- (注) 1. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意をした理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、コンフォートレター作成業務、AG社との連結決算に関する助言業務等についての対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人との間では、責任限定契約を締結しておりません。

(7) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヵ月間（平成28年1月1日から3月31日）
業務改善命令（業務管理体制の改善）

VI 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において上記体制につき、次のとおり決議いたしました。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念、社員ハンドブック、輸出管理プログラム、環境・労働安全衛生・品質マネジメントシステム、などの各種行動規範規定・ルールにより、取締役、執行役員、役職員の具体的行動に至る判断基準を明示しております。

取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、同会がこれら行動規範の整備、コンプライアンスの推進、役職員への教育、横断的な統括などにおいて、実行機能しうる体制としております。

反社会团体による組織暴力に対しては、組織として毅然とした対応をし、反社会的勢力を排除することを基本方針として取り組んでおります。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、経営協議会議事録、執行役員会議事録、各部門会議事録、及び電子稟議書システムを通じた日常の意思決定・業務執行の情報などを管理・保存しており、また、取締役及び監査役はこれら情報を文書又は電磁的媒体で常時閲覧できる体制にあります。

「取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する規程」を整備し、職務執行に係る情報の保存及び管理の体制をより明確にしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、マネジメントシステムによる環境・労働安全衛生・品質のリスク管理、財務報告の信頼性に係るリスク管理、輸出管理プログラムによるリスク管理、電子稟議書システムによる日常業務上でのリスク管理などを実践しております。

取締役社長を議長とする経営協議会を設置し、取締役社長が統括責任取締役及びカテゴリー毎に責任取締役を任命し、同会がグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理していける体制づくりに取り組んでおります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。また、取締役を補佐し、より迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うことを目的として執行役員制度を導入しております。

①電子稟議書システムを用いた迅速な意思決定

②取締役会、経営協議会、執行役員会、及び各部門会議における取締役、執行役員、及び幹部職員の執行状況報告と監査役による職務執行監視

③取締役会、経営協議会、執行役員会、及び各部門会議による事業計画の策定、事業計画に基づく事業部門毎の業績目標と予算の設定とITを活用した月次・四半期毎業績管理の実施

④取締役会、経営協議会、執行役員会、及び各部門会議による月次業績のレビューと改善策の実施

- (5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社子会社においても、その性質及び規模に応じて当社と同様の経営システムを適用し、又は準拠することで、子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保しております。

そのうえで当社は、電子稟議書・週報システムの連結ベース運用、連結ベースでの各種定例会議、取締役社長並びに担当取締役の定期・不定期訪問、子会社定期内部監査などを通じて子会社・関連会社の業務を把握し、その適正を確保することに努めております。

具体的には、当社取締役の1名以上が子会社の取締役又は監査役を兼任することで、子会社の取締役会及びその他の重要会議に出席し、子会社の取締役及び業務を執行する社員からの職務の執行に係る事項の報告を把握できる体制としています。

また、当社の内部監査部門が子会社の性質や規模に応じた合理的な内容で、子会社のリスク管理の状況についての監査を実施するとともに、子会社からの報告については、報告内容及び子会社の規模に応じて、監査役による子会社監査時及び子会社監査役などとの監査情報連絡会などで情報を共有できる体制を構築しております。

上記報告体制・監査体制を前提に、当社社長直轄部門、管理本部、人事本部及び経理財務本部をグループ全体の内部統制に関する担当部門として、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制の構築を進めております。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現状監査役を補助する専任の職員を1名以上配置しております。

補助職員の人事異動、評価などは監査役の同意事項とし、また、監査の実効性を高め、独立性を確保するための体制について、監査役と定期的な意見交換を実施しております。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役が、取締役会、経営協議会、執行役員会、各部門会議などの定例重要会議に出席し決議事項及び報告事項を聴取し、必要に応じ取締役、執行役員、又は役職員などに報告を求めています。

取締役、執行役員及び役職員は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、ただちに監査役会又は監査役に当該事実を報告することとし、「監査役監査の実効性確保に関する規程」を整備しその詳細を明示しております。また、監査役会又は監査役は取締役、執行役員、又は役職員などに対し報告を求めることができるものとしております。

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底しております。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用を処理するものとします。

- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役会又は監査役が、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期、臨時的に意見交換を実践しております。
今後ともこのような体制を維持し継続してまいります。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス・教育

当社では、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。コンプライアンスに関しては、全社員に対してコンプライアンスハンドブックを配布しており、すべての新入社員及び中途採用社員に対してコンプライアンス研修を実施いたしました。また、他の従業員に対しても階層別に必要な研修・教育を実施いたしました。

当社にとり重要なリスクとなる輸出管理については当社の輸出管理プログラムの周知徹底のため、新入社員研修、中途採用社員研修、階層別研修に加えて、関連部門を対象として輸出管理研修を実施いたしました。

(2) 重要会議の開催状況

取締役の職務執行の適法性を確保するとともに、その適正性及び効率性を高めるために、社外取締役、社外監査役が出席する形式での取締役会を13回開催いたしました。

この他、取締役及び常勤監査役により構成される経営協議会を13回、執行役員会を11回開催し、全社的なリスクの把握・管理をいたしました。また、輸出管理委員会を10回開催し、輸出管理上のリスクの把握・管理をいたしました。

(3) 内部監査部門

当社では、内部監査部が当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況をモニタリングし、改善を進めております。

第68期より海外子会社となった会社のうち39社に対してJ-SOXを展開し、そのうち重要な子会社とは週毎に情報共有を図っております。

国内においては当社の全32のテクニカルセンタ及び子会社3社に対して内部監査を実施し、これらの子会社とは毎月子会社内部監査室会を開催し情報共有しております。また米州・欧州・アジアの海外子会社30拠点の内部監査を実施いたしました。

この他、社内においては内部者取引監査、事業所法令監査、輸出管理監査、下請法監査を実施いたしました。

なお、内部監査部門の監査結果は、代表取締役に報告するとともに監査役へも月次で報告し、情報を共有しております。

(4) 監査役監査

社外監査役を含む各監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会をはじめとする重要会議へ出席する他、代表取締役、会計監査人及び内部監査部と定期的に面談することにより、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況の確認をしております。

監査役は、主要な工場及びグループ子会社への実地監査を1回以上実施いたしました。この他、常勤監査役は、当社幹部である執行役員及び部長と、年1回以上の面談の機会を設けて情報交換を行っております。

(注) 本事業報告に記載されている金額及び株式数については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結財政状態計算書

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産		負 債	
流 動 資 産	259,983	流 動 負 債	180,261
現金及び現金同等物	67,750	営業債務及びその他の債務	55,861
営業債権及びその他の債権	51,008	社債及び借入金	45,960
その他の金融資産	8,228	前受金	26,683
棚卸資産	122,172	その他の金融負債	14,796
その他の流動資産	10,823	未払法人所得税	5,409
非流動資産	298,238	引当金	26,045
有形固定資産	137,441	その他の流動負債	5,505
のれん	65,641	非流動負債	275,477
その他の無形資産	66,346	社債及び借入金	160,820
その他の金融資産	13,310	その他の金融負債	94,824
持分法で会計処理されている投資	1,987	退職給付に係る負債	6,200
繰延税金資産	5,809	引当金	4,088
その他の非流動資産	7,701	繰延税金負債	7,309
資産合計	558,222	その他の非流動負債	2,234
		負債合計	455,739
		資 本	
		親会社の所有者に帰属する持分	100,449
		資本金	51,115
		ハイブリッド資本	49,505
		自己株式	△23,769
		利益剰余金	34,863
		その他の資本の構成要素	△11,266
		非支配持分	2,033
		資本合計	102,482
		負債及び資本合計	558,222

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
収 益	385,806
売 上 収 益	376,631
そ の 他 の 収 益	9,175
費 用	383,845
商品及び製品・仕掛品の増減	5,604
原材料費及び消耗品費	165,662
人 件 費	114,121
減価償却費及び償却費	17,691
そ の 他 の 費 用	80,765
営 業 利 益	1,961
金 融 収 益	711
金 融 費 用	3,935
持分法による投資利益	196
税 引 前 当 期 損 失 (△)	△1,064
法 人 所 得 税	4,684
当 期 損 失 (△)	△5,749
当 期 損 失 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	△7,826
非 支 配 持 分	2,077
当 期 損 失 (△)	△5,749

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書

(自 平成28年1月1日)
(至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	ハイブリッド 資本	自己株式	利益剰余金
平成28年1月1日残高	51,115	53,057	—	△23,768	71,466
当期損失(△)					△7,826
その他の包括利益					
当期包括利益	—	—	—	—	△7,826
ハイブリッド資本の発行			50,000		
ハイブリッド資本の発行費用			△494		
配当金					△3,121
株式報酬取引					
企業結合による変動					
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替 その他		△0		△0	164
所有者による拠出及び 所有者への配分合計	—	△0	49,505	△0	△2,956
非支配持分の取得		△32,552			
非支配株主への支払義務の発生		△20,505			△25,819
子会社等に対する所有 持分の変動額合計	—	△53,057	—	—	△25,819
平成28年12月31日残高	51,115	—	49,505	△23,769	34,863

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	その他の資本の 構成要素	合計		
平成28年1月1日残高	3,399	155,270	76,837	232,107
当期損失(△)		△7,826	2,077	△5,749
その他の包括利益	△14,585	△14,585	△7,436	△22,022
当期包括利益	△14,585	△22,412	△5,359	△27,771
ハイブリッド資本の発行		50,000		50,000
ハイブリッド資本の発行費用		△494		△494
配当金		△3,121	△1,402	△4,523
株式報酬取引	83	83		83
企業結合による変動		—	65	65
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替 その他	△164	—		—
所有者による拠出及び 所有者への配分合計	△80	46,468	△1,336	45,131
非支配持分の取得		△32,552	△28,990	△61,543
非支配株主への支払義務の発生		△46,325	△39,116	△85,441
子会社等に対する所有 持分の変動額合計	—	△78,877	△68,107	△146,984
平成28年12月31日残高	△11,266	100,449	2,033	102,482

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

<連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等>

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類の作成にあたっては、会社計算規則第120条第1項に基づき指定国際会計基準（以下、「IFRS」）に準拠し作成しております。

なお、同項後段の規定により、IFRSで要請されている記載及び注記の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 139社

(2) 主要な連結子会社の名称

DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT、DMG MORI GmbH、GILDEMEISTER Beteiligungen GmbH、DMG MORI Sales and Service Holding AG、DMG MORI USA, Inc.、DMG MORI MANUFACTURING USA, INC.、DMG 森精機（天津）機床有限公司、DMG 森精機セールスアンドサービス株式会社、株式会社マグネスケール、株式会社太陽工機

3. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

(2) 主要な持分法適用の関連会社の名称

株式会社渡部製鋼所、DMG MORI Finance GmbH、他1社

当連結会計年度において、増資を引き受けたことで株式会社サキコーポレーションを連結の範囲に含めたことにより、持分法適用の範囲より除外しております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社及び一部を除く海外連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。なお、一部の海外連結子会社は、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①金融資産の評価基準及び評価方法

非デリバティブ金融資産

非デリバティブ金融資産は、契約の当事者となる時点で当初認識し、当初認識時点において以下に分類しております。

(a) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

売買目的保有金融資産又は純損益を通じて公正価値で測定することを指定した金融資産であります。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で測定し、再測定から生じる利得又は損失は純損益として認識しております。

(b) 満期保有投資

固定又は決定可能な支払金額と固定の満期日を有する非デリバティブ金融資産で、当社グループが満期まで保有する明確な意図と能力を有するものは、満期保有投資として分類されます。満期保有投資は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。

(c) 貸付金及び債権

支払額が固定又は決定可能な非デリバティブ金融資産のうち、活発な市場での取引がないものは、貸付金及び債権に分類しております。貸付金及び債権は、実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額で測定しております。

(d) 売却可能金融資産

非デリバティブ金融資産のうち、売却可能金融資産に指定されたもの、又は上記(a)、(b)、(c)のいずれにも分類されないものは、売却可能金融資産に分類しております。売却可能金融資産は、決算日現在の公正価値で測定し、公正価値の変動から生じる損益はその他の包括利益として認識しております。なお、貨幣性資産に係る外貨換算差額は純損益として認識しております。

デリバティブ金融商品

デリバティブは、契約が締結された日の公正価値で当初認識し、当初認識後は公正価値で再測定しております。デリバティブ金融商品の公正価値の変動は、ヘッジ会計が適用されているものを除き、直ちに純損益として認識しております。

為替及び金利変動によるリスクのヘッジは、外国為替先物や金利スワップ等のデリバティブ金融商品を利用しております。

ヘッジは将来の金利変動によるリスク、又は為替リスク等のリスクをカバーしております。ヘッジ会計を適用するためには、ヘッジの開始時点においてヘッジ関係並びにヘッジの実施についての企業のリスク管理目的及び戦略に関する公式な指定及び文書化を行う必要があります。

ヘッジ会計の要件を満たすヘッジは、次のように会計処理しております。

(a) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジとして指定され、かつ、その要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジされたリスクをもたらすヘッジ対象資産又は負債の公正価値の変動とともに、純損益として認識しております。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつその要件を満たすデリバティブの公正価値の変動は、ヘッジの効果が有効な部分について、その他の包括利益（税効果考慮後）として認識しております。

非有効部分に関する利得又は損失は、純損益として認識しております。資本に累積された金額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与える期（例えば、ヘッジした予定売上が発生する期）に、組替調整額として純損益に振り替えております。

金融資産の減損

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、決算日において減損していることを示す客観的証拠が存在するか否かを検討しております。金融資産については、客観的な証拠によって損失事象が当初認識後に発生したことが示されており、かつ、その損失事象が当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼすことが合理的に予測できる場合に減損していると判定いたします。

売却可能金融資産については、その公正価値が著しく下落している、又は長期にわたり取得原価を下回っていることも、減損の客観的証拠となります。

売上債権のような特定の分類の金融資産は、個別に減損の客観的証拠が存在しない場合でも、さらにグループ単位で減損の評価をしております。

償却原価で計上している金融資産について認識した減損損失の金額は、当該資産の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローを金融資産の当初の実効金利で割り引いた金融資産の現在価値との差額であります。以後の期間において、減損損失の額が減少したことを示す客観的事象が発生した場合には、当該減損損失を戻入れ、純損益として認識いたします。

売却可能金融資産が減損している場合には、その他の包括利益に認識した累積利得又は損失を、その期間の純損益に振り替えております。売却可能な資本性金融商品については、以後の期間において、減損損失の戻入れは認識いたしません。一方、売却可能な負債性金融商品については、以後の期間において、公正価値の増加を示す客観的事実が発生した場合には、当該減損損失を戻入れ、純損益として認識いたします。

②非金融資産の評価基準及び評価方法

(a) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い額で計上しております。取得原価には、購入原価、加工費及び棚卸資産を現在の場所及び状態とするまでに発生したその他の費用が含まれております。

正味実現可能価額とは、通常の事業の過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

個別法を採用している棚卸資産を除き、原価の配分方法は、主として平均法を採用しております。

以下の棚卸資産は個別法を採用しております。

(i) 代替性がない棚卸資産

(ii) 特定のプロジェクトのために製造され、かつ、他の棚卸資産から区分されている棚卸資産

(b) 有形固定資産

有形固定資産は原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、その資産の取得に直接付随するすべての費用を含んでおります。修繕費用は発生した会計期間の費用として認識しております。

なお、リース資産については、リース開始時のリース物件の公正価値又は最低支払リース料総額の現在価値のいずれか低い金額をもって資産計上しております。

(c) のれん及び無形資産

無形資産は原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

子会社の取得により生じたのれんは「のれん」に計上しております。のれんの償却は行わず、毎期の減損テストにより必要な場合は減損損失を認識いたします。なお、のれんの減損損失戻入は行っておりません。

開発活動で発生した費用は、以下のすべての条件を満たしたことを立証できる場合にのみ、資産計上しております。

- (i) 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- (ii) 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- (iii) 無形資産を使用又は売却できる能力
- (iv) 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- (v) 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術、財務上及びその他の資源の利用可能性
- (vi) 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定する能力

(d) 非金融資産の減損

当社グループは、耐用年数を確定できない無形資産及びのれん以外のすべての固定資産について、期末日において減損の兆候の有無を判定しております。

減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積り、必要に応じて資産の帳簿価額を修正いたします。資金生成単位については、継続的に使用することにより他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。

のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、定期的な償却計算を行わず、毎年、減損の兆候の有無に関らず減損テストを実施しております。減損損失は、帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に認識いたします。

資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいずれか高い金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

見積もられた将来キャッシュ・フローに基づく現在価値の計算は、主に将来の販売価格又は販売量及び費用の仮定に基づいております。

のれん以外の固定資産については、毎年減損の戻入の兆候について検討を行い、戻入が必要な場合には、償却分を調整した当初の帳簿価額を超えないように新たに見積った回収可能価額を上限として、損失の戻入をいたします。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

使用可能となった時点より開始され、以下の見積耐用年数にわたって定額法により行っております。

事務所及び工場	3～50年
機械装置	2～30年
工具器具備品	2～23年

②無形資産（リース資産を除く）

その他の無形資産の減価償却は以下の見積耐用年数にわたって定額法により行っております。

開発により生じた無形資産	2～10年
ソフトウェア及びその他の無形資産	1～5年
顧客関連資産	概ね15年
技術資産	概ね6年
商標権（耐用年数を確定できるもの）	30年

資産化された開発費は、プロジェクトの終了時点より開始され、当該開発資産が正味のキャッシュ・インフローをもたらすと期待される期間にわたり定額法により償却しております。

③リース資産

リース期間の終了時までには所有権の移転が合理的に確実であると見込まれる場合を除き、リース期間又は経済的耐用年数のいずれか短い期間で償却しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的又は推定的債務を有しており、その債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。

また、引当金の金額は期末日において債務を履行するとした場合の最善の見積りを用いて行っております。

引当金については、時間的価値の影響が重要な場合には、現在価値に割引いて認識いたします。現在価値への割引においては、貨幣の時間的価値の現在の市場評価と当該引当金に特有のリスクを反映させた割引率を使用しております。

(4) 退職後給付制度の会計処理方法

確定給付制度債務の現在価値及び当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式に基づき計算しております。

当該方式のもと、報告期間の末日において認識又は発生したこれらの年金及び年金の権利を認識するのみならず、退職給付に影響する要素である退職給付や給与の将来的な増加も見積りにより考慮しております。

計算は独立した専門家の数理計算上の報告書により行われます。

確定給付型の制度に関する負債は、期末日時点の確定給付債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した金額により認識しております。

退職給付債務の現在価値は、関連する年金債務の期間に満期が近似しており、かつ給付が支払われる通貨建ての優良社債の市場利回りに基づく割引後見積将来キャッシュ・フローで算定しております。

数理計算上の仮定の変更や実績に基づく調整により生じた数理計算上の差異は、発生した期間にその他包括利益として認識した上で、即時に利益剰余金に振り替えております。

過去勤務費用は直ちに損益として認識しております。

確定拠出制度における掛金は、IFRSが当該掛金を資産の原価に含めることを要求又は許容している場合を除き、拠出すべき時期に損益として計上しております。

確定給付制度が積立超過である場合には、確定給付資産の純額を次のいずれか低い方で測定いたします。

(i) 当該確定給付制度の積立超過

(ii) 資産上限額（アセットシーリング）

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建取引は取引日の為替レートで当社グループの各社の機能通貨に換算しております。在外子会社の資産及び負債は期末日の為替レートで、収益及び費用は平均為替レートで日本円に換算しております。

在外子会社の計算書類から発生した為替換算差額はその他の包括利益で認識し、為替換算差額の累積額は連結財政状態計算書のその他の資本の構成要素に計上しております。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産及び負債は、その公正価値の算定日における為替レートで機能通貨に再換算しております。取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は、取引日の為替レートをを用いて換算しております。再換算又は決済により発生した換算差額は、その期間の純損益で認識しております。

在外子会社の取得に伴い発生したのれん及び無形資産については、当該在外子会社の資産及び負債として扱われ、期末日の為替レートで換算されます。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

② 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 会計方針の変更

当社グループは、当連結会計年度より以下の基準書を適用しております。この基準書の適用が、当社グループの連結計算書類に与える重要な影響はありません。

	IFRS	新設・改定の概要
IAS 第1号	財務諸表の表示	重要性に応じた開示の取り扱いの明確化
IAS 第16号	有形固定資産	許容される減価償却及び償却方法の明確化
IAS 第38号	無形資産	許容される減価償却及び償却方法の明確化
IFRS 第11号	共同支配の取決め	共同支配事業に対する持分取得の会計処理

7. 追加情報

(法人税法の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとな

りました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前連結会計年度の計算において使用した32.06%から、平成29年1月1日に開始する連結会計年度及び平成30年1月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.69%に、平成31年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.46%となります。

なお、この税率変更による影響は、軽微であります。

<連結財政状態計算書に関する注記>

1. 資産から直接控除した貸倒引当金	
営業債権及びその他の債権	2,220百万円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	94,636百万円
3. 債務保証	
(1) 販売先のリース料支払等に対する債務保証	3,060百万円
(2) その他の債務保証	214百万円
4. 担保提供資産及び担保付債務	
(1) 担保に供している資産	
有形固定資産（土地及び建物）	5,449百万円
(2) 担保付債務	
社債及び借入金（借入金）	2,206百万円

<連結損益計算書に関する注記>

該当事項はありません。

<連結持分変動計算書に関する注記>

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	132,943,683	—	—	132,943,683

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式（株）	12,924,543	440	63	12,924,920

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 440株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少 63株

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月24日 定時株主総会	普通株式	1,560	13	平成27年12月31日	平成28年3月25日
平成28年8月5日 取締役会	普通株式	1,560	13	平成28年6月30日	平成28年9月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成29年3月22日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,560	13	平成28年12月31日	平成29年3月23日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に工作機械の製造及び販売事業を行うため、事業活動における資金需要に基づき、必要な資金の一部を新株発行、社債発行、銀行からの借入金及び売掛債権流動化により調達しております。

また、資金運用については、短期的な預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び受取手形は、顧客の信用リスクに晒されております。また、当社グループは、グローバルに事業を展開していることから外貨建の営業債権が発生しております。外貨建の営業債権は、為替変動リスクに晒されておりますが、ほとんどの営業債権は短期間に決済されるものであります。

資本性金融商品（投資有価証券）は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、ほとんどが短期間に決済されるものであります。買掛金の一部には外貨建のものがあり、必要な範囲内で先物為替予約を利用しております。

借入金は、AG社の株式取得資金及び同社からの自己株式取得資金並びに運転資金として、また、社債は、設備投資に必要な資金として調達しております。借入金は、金利変動リスクに晒されておりますが、社債の支払利息は固定金利により、長期借入金の支払利息の一部は、固定金利もしくは金利スワップにより、金利上昇のリスクヘッジを行っております。これらの営業債務並びに社債及び借入金は、流動性リスクに晒されております。

非支配株主への支払義務（ドミネーション・アグリーメントの発効に伴い計上する負債）は、債務額を将来支払いが見込まれる期間及び信用リスクを加味した利率により割り引い

た現在価値で算定しており、金利の変動に伴い債務額が変動し、損益に影響を及ぼすリスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は「与信管理規程」に従い、営業債権について相手先毎の与信残高管理及び期日管理を行うとともに、信用情報の定期的な把握に努めております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当期の連結決算日における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の帳簿価額により表されています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建の営業債権、債務についてその為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券については、定期的な時価や取引先企業の財務状況等を把握しております。

デリバティブ取引につきましては、社内の「稟議規程」に従い、個別に担当取締役の決裁を受け、取引の実行及び管理は財務部が行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新すること、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の公正価値等に関する事項についての補足説明

金融商品の公正価値には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

平成28年12月31日における帳簿価額及び公正価値は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定される金融資産		
現金及び現金同等物	67,750	67,750
営業債権及びその他の債権	51,008	51,008
貸付金及びその他の金融資産	8,266	8,266
公正価値で測定される金融資産		
デリバティブ資産	1,912	1,912
売却可能金融資産	11,360	11,360
合計	140,298	140,298
償却原価で測定される金融負債		
営業債務及びその他の債務	55,861	55,861
社債及び借入金	206,780	206,996
その他の金融負債 (非支配株主への支払義務)	92,802	92,802
その他の金融負債	5,569	5,569
公正価値で測定される金融負債		
デリバティブ負債	11,249	11,249
合計	372,262	372,478

(※) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 金融商品の公正価値の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資 産

(1) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

(2) 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権は、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(3) 貸付金及びその他の金融資産

貸付金及びその他の金融資産のうち、非流動のもの公正価値は、一定の期間毎に区分し、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値により算定しております。また、流動のものは、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

負債

(1) 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務は、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額は公正価値に近似しております。

(2) 社債及び借入金

社債の公正価値は、期末日の市場価格により算定しております。借入金のうち、非流動のものの公正価値は、一定の期間毎に区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。また、流動のものは、満期までの期間が短期であるため、帳簿価額が公正価値に近似しております。

(3) その他の金融負債

非支配株主への支払義務（ドミネーション・アグリーメントの発効に伴い計上する負債）の公正価値は、一定期間毎に区分し、外部株主に対して将来支払が見込まれる金額をその期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。また、その他の金融負債の公正価値は、一定の期間毎に区分し、債務額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

公正価値で測定される金融資産及び金融負債

(1) デリバティブ資産及びデリバティブ負債

デリバティブ資産及びデリバティブ負債のうち、為替予約については、先物為替相場等によって公正価値を算定しております。また、金利スワップについては、将来キャッシュ・フロー額を満期までの期間及び報告期末日現在の金利スワップ利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(2) 売却可能金融資産

売却可能金融資産のうち、上場株式の公正価値については期末日の市場価格、非上場株式の公正価値については主として純資産価値に基づく評価技法により算定しております。また、債券の公正価値については、取引先金融機関等から提示された価格に基づいて算定しております。

<投資不動産に関する注記>

該当事項はありません。

<企業結合に関する注記>

当連結会計年度において、当社はAG社の株式を61,303百万円で追加取得しております。

当該取引は、非支配持分との資本取引として会計処理され、連結財政状態計算書上の非支配持分が28,262百万円減少、資本剰余金が33,040百万円減少しております。

なお、本取引以降の取引については、<ドミネーション・アグリーメントに関する注記>をご参照下さい。

< 1株当たり情報に関する注記 >

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分 836円25銭
(注) 親会社の所有者に帰属する持分(ハイブリッド資本を含む)を、普通株式の期末発行済株式数から期末自己株式数を控除した株式数で除して算定しております。
2. 基本的1株当たり当期損失 67円80銭
(注) 親会社の所有者に帰属する当期損失よりハイブリッド資本所有者の持分相当額を控除した金額を、普通株式の期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数で除して算定しております。

< ドミネーション・アグリーメントに関する注記 >

1. ドミネーション・アグリーメントの発効
当社の連結対象会社であるDMG MORI GmbH(以下、「GmbH社」とDMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT(以下、「AG社」との間でのドミネーション・アグリーメントが平成28年8月24日に発効されました。

ドミネーション・アグリーメントとは、ある会社から他の会社の意思決定機関である取締役会に対して直接的な指示が可能となるドイツ法制に基づく契約です。また、これにより平成28年度以降のAG社の利益及び損失はGmbH社に移転します。

GmbH社以外のAG社株主(以下、「外部株主」)は、AG社株式の買取を請求するか、請求しない場合には継続的に補償金を受領することができます。GmbH社は外部株主による株式買取請求に対して、AG社株式1株当たり37.35ユーロで応じる義務があります。また、株式買取請求をしない外部株主に対しては、年度毎にAG社株式1株当たり1.17ユーロ(税込)の継続補償を支払う義務があります。

当初、株式買取請求に応じる義務のある期間は、ドミネーション・アグリーメントの発効日から2ヵ月間の予定でしたが、外部株主から株式買取請求価額及び年度毎の継続補償額について再評価の申し立てが裁判所に提起されたため、株式買取請求期間はドイツ法制に基づいて裁判終結の告知の2ヵ月後まで延長されております。なお、株式買取請求価額及び年度毎の継続補償額については、ドイツの裁判所が指名した監査人が公正な価額として監査したものであり、当社は妥当な価額であると考えております。

2. 会計処理の概要

ドミネーション・アグリーメントの発効により、将来支払が見込まれる金額の割引現在価値をその他の金融負債に計上しております。

その結果、以下の負債、非支配持分、資本剰余金及び利益剰余金の変動を認識しております。

負債の認識額	85,441百万円
非支配持分の減少額	39,116百万円
資本剰余金の減少額	20,505百万円
利益剰余金の減少額	25,819百万円

また、外部株主に対して、将来支払いが見込まれる金額の割引現在価値を当連結会計年度末時点で再評価した結果、連結財政状態計算書のその他の金融負債(流動)2,687百万円、その他の金融負債(非流動)90,114百万円、連結損益計算書の金融費用として700百万円を計上しております。

<ハイブリッド資本に関する注記>

当社は、平成28年8月に永久劣後特約付ローン（以下、「本劣後ローン」）400億円及び無担保永久社債（以下、「本劣後債」）100億円の資金調達をいたしました。

本劣後ローン及び本劣後債は、元本の弁済及び償還期日の定めがなく利息の任意繰延が可能である等により、「資本性金融商品」に分類され、本劣後ローン及び本劣後債による調達額から発行費用を控除した額は、連結財務状態計算書上、資本の部に「ハイブリッド資本」として計上しております。

1. 本劣後ローンの概要

(1) 調達額	400億円
(2) 貸付人	株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行
(3) 借入実行日	平成28年9月20日
(4) 弁済期日	期限の定め無し ただし、平成33年9月20日以降の各利払日において、元本の全部又は一部の任意弁済が可能
(5) 適用利率	平成28年9月20日から平成38年9月20日までは、6ヵ月Tiborをベースとした変動金利 以降は、1.00%ステップアップした変動金利
(6) 利息支払に関する条項	利息の任意繰延が可能
(7) 劣後特約	本劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する

2. 本劣後債の概要

(1) 社債総額	100億円
(2) 払込日	平成28年9月2日
(3) 償還期限	期限の定め無し ただし、平成33年9月2日以降の各利払日において、本劣後債の全部（一部は不可）の任意償還が可能
(4) 適用利率	平成28年9月2日から平成33年9月2日までは、固定金利 以降は、6ヵ月ユーロ円Liborをベースとした変動金利
(5) 利息支払に関する条項	利息の任意繰延が可能
(6) 劣後特約	本劣後債の社債権者は、契約に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する
(7) 借換制限条項	本劣後債の任意償還又は買入れを行う場合には、信用格付業者から本劣後債と同等以上の資本性を有するものと承認される等の条件を満たした証券又は債務により本劣後債を借り換えることを意図している ただし、5年経過以降、以下のいずれも充足する場合には、当該借換えを見送る可能性がある ①調整後の連結株主資本金額が1,512億円を上回った場合 ②調整後の連結株主資本比率が26.8%を上回った場合 なお、上記の各数値は以下にて計算されるものとする 調整後の連結株主資本金額 ＝親会社の所有者に帰属する持分合計－その他の資本の構成要素－ハイブリッド資本 調整後の連結株主資本比率 ＝上記にて計算される調整後の連結株主資本金額 ÷資産合計

<重要な後発事象に関する注記>

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会において基本方針を協議し了承を得たうえ、1月13日、会社法第370条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議によって、一般財団法人森記念製造技術研究財団の社会貢献活動を支援する目的で、第三者割当による自己株式の処分を行うこと、及び会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、並びに同法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議しました。

なお、本自己株式の処分に関しましては、平成29年3月開催予定の当社第69回定時株主総会の承認を条件として実施するものとし、また、本自己株式の取得及び自己株式の消却に関しましては、本自己株式の処分に関する同株主総会の承認を条件として実施するものとしたします。

1. 第三者割当による自己株式の処分

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 処分する株式の種類及び数の上限 | 普通株式 3,500,000株 |
| (2) 払込金額の下限 | 1株につき1円 |
| (3) 払込金額の総額 | 3,500,000円 |
| (4) 処分方法 | 第三者割当によるものとし、次のとおり割り当てる。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
（三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者） |
| (5) 処分予定日 | 普通株式 3,500,000株
平成29年3月31日 |
| (6) その他 | 株主総会の承認（特別決議）を条件とする。 |

2. 自己株式の取得

(1) 自己株式の取得を行う理由

1. の「第三者割当による自己株式の処分」に伴う株式価値の希薄化を回避するとともに、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を実行するため。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------|---|
| ①取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | 3,500,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.92%） |
| ③株式の取得価額の総額 | 5,250,000,000円（上限） |
| ④取得期間 | 平成29年3月開催予定の当社定時株主総会終了後から平成29年12月31日まで |
| ⑤その他 | 1. の「第三者割当による自己株式の処分」に関する株主総会の承認（特別決議）を条件とする。 |

3. 自己株式の消却

(1) 自己株式の消却を行う理由

将来の自己株式の放出による株式価値の希薄化の懸念を軽減するため。

(2) 消却に係る事項の内容

- | | |
|------------|---|
| ①消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ②消却する株式の総数 | 3,500,000株
（消却前の発行済株式総数に対する割合2.63%） |
| ③消却予定日 | 平成29年3月31日 |
| ④その他 | 1. の「第三者割当による自己株式の処分」に関する株主総会の承認（特別決議）を条件とする。 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月23日

DMG 森精機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 川 佳 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 内 藤 哲 哉 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 仲 昌 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、DMG 森精機株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、DMG 森精機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成28年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	228,985	流動負債	78,901
現金及び預金	9,206	買掛金	11,424
受取手形	60	短期借入金	1,876
売掛金	21,466	1年内返済の長期借入金	23,373
商品及び製品	11,202	1年内償還予定の社債	20,000
仕掛品	10,615	リース債	471
原材料及び貯蔵品	11,563	未払金	7,050
前払費用	948	未払費用	713
繰延税金資産	1,154	前受り金	2,227
未収消費税等	285	預り金	305
未収入金	31,015	為替予約	10,158
短期貸付金	121,569	製品保証引当金	712
為替予約	99	その他	587
その他の金	12,741	固定負債	217,664
貸倒引当金	△2,943	社債	40,000
固定資産	186,202	長期借入金	166,119
(有形固定資産)	(48,673)	リース負債	958
建物	21,061	繰延税金負債	1,440
構築物	902	再評価に係る繰延税金負債	1,278
機械及び装置	3,338	長期未払金	6
車両運搬具	36	資産除去債務	52
工具、器具及び備品	3,278	移転価格調整引当金	7,511
土地	18,509	その他	297
リース資産	1,377	負債合計	296,565
建設仮勘定	171	純資産の部	
(無形固定資産)	(5,372)	株主資本	112,451
特許権	88	資本	51,115
ソフトウェア	3,209	資本剰余金	64,153
ソフトウェア仮勘定	2,046	資本準備金	51,846
電話加入権	2	その他資本剰余金	12,306
その他	26	利益剰余金	17,521
(投資その他の資産)	(132,155)	その他利益剰余金	17,521
投資有価証券	11,252	資産圧縮積立金	144
関係会社株式	12,928	繰越利益剰余金	17,376
関係会社出資金	101,885	自己株式	△20,339
長期前払費用	5,428	評価・換算差額等	6,086
その他	660	その他有価証券評価差額金	4,389
資産合計	415,187	繰延ヘッジ損益	△268
		土地再評価差額金	1,965
		新株予約権	83
		純資産合計	118,621
		負債及び純資産合計	415,187

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	89,094
売 上 原 価	75,728
売 上 総 利 益	13,365
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	17,493
営 業 損 失 (△)	△4,128
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	11,561
そ の 他	432
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,230
社 債 利 息	236
社 債 発 行 費	234
為 替 差 損	1,006
支 払 手 数 料	736
そ の 他	59
経 常 利 益	4,361
特 別 利 益	
固 定 資 産 売 却 益	10
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,329
関 係 会 社 株 式 売 却 益	14,365
特 別 損 失	
固 定 資 産 売 却 損	0
固 定 資 産 除 却 損	152
関 係 会 社 株 式 売 却 損	2,752
関 係 会 社 株 式 評 価 損	107
移 転 価 格 調 整 引 当 金 繰 入 額	7,511
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,282
税 引 前 当 期 純 利 益	10,259
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	34
法 人 税 等 調 整 額	1,909
当 期 純 利 益	8,315

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成28年1月1日
至 平成28年12月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成28年1月1日 期首残高	51,115	51,846	12,307	64,153	145	12,180	12,326	△20,338	107,256
事業年度中の変動額									
資産圧縮積立金の取崩					△4	4	—		—
実効税率変更に伴う積立金の増加					3	△3	—		—
剰余金の配当						△1,560	△1,560		△1,560
剰余金の配当(中間配当)						△1,560	△1,560		△1,560
当期純利益						8,315	8,315		8,315
自己株式の取得								△0	△0
自己株式の処分			△0	△0				0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	△1	5,196	5,194	△0	5,194
平成28年12月31日 期末残高	51,115	51,846	12,306	64,153	144	17,376	17,521	△20,339	112,451

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
平成28年1月1日 期首残高	6,122	△267	1,898	7,753	—	115,010
事業年度中の変動額						
資産圧縮積立金の取崩						—
実効税率変更に伴う積立金の増加						—
剰余金の配当						△1,560
剰余金の配当(中間配当)						△1,560
当期純利益						8,315
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△1,733	△0	67	△1,667	83	△1,583
事業年度中の変動額合計	△1,733	△0	67	△1,667	83	3,611
平成28年12月31日 期末残高	4,389	△268	1,965	6,086	83	118,621

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

＜重要な会計方針に係る事項＞

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの……………決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・仕掛品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

原 材 料……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

貯 蔵 品……………最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～50年

機械及び装置 2年～17年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

ただし、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 製品保証引当金……………製品の無償保証期間の修理費用の支出に備えるため、過去の売上高に対する支出割合に基づき、計上しております。
- (3) 移転価格調整引当金……………移転価格に係る税務当局間の事前確認申請に基づき、将来海外子会社に対して支出が見込まれる調整金を申請対象期間における海外子会社の売上高・営業利益の実績及び将来の見込額に基づき、計上しております。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ法を採用しており、為替予約取引及び金利スワップ取引をヘッジ手段とし、外貨建予定取引及び借入金をヘッジ対象としております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

7. 追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、前事業年度の計算において使用した32.06%から、平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.69%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.46%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

<貸借対照表に関する注記>

- | | |
|-------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 71,030百万円 |
| 2. 関係会社に対する短期金銭債権 | 183,166百万円 |
| 関係会社に対する短期金銭債務 | 6,254百万円 |
| 3. 土地の再評価 | |

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用土地の再評価を行い、当該再評価差額金のうち評価益に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に1,278百万円計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に1,965百万円計上しております。

(1) 再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づき、これに合理的な調整を行って算出する方法によっております。

- | | |
|--|------------|
| (2) 再評価を行った年月日 | 平成14年3月31日 |
| (3) 再評価を行った土地の当事業年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 | △4,058百万円 |

4. 債務保証

- | | |
|--------------------|----------|
| 販売先のリース料支払に対する債務保証 | 2,434百万円 |
|--------------------|----------|

5. 長期借入金には永久劣後特約付ローン40,000百万円、社債には無担保永久社債10,000百万円が含まれております。

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引：売上高	83,899百万円
仕入高	5,362百万円
営業費用	6,391百万円
営業取引以外の取引高	32,533百万円

<株主資本等変動計算書に関する注記>

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	12,904,855	440	63	12,905,232

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加	440株
-----------------	------

減少数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買増請求による減少	63株
------------------	-----

< 税効果会計に関する注記 >

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動の部

繰延税金資産	
たな卸資産	554百万円
製品保証引当金	215百万円
その他	393百万円
繰延税金資産合計	<u>1,164百万円</u>
繰延税金負債	
為替予約	9百万円
繰延税金負債合計	<u>9百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>1,154百万円</u>

(2) 固定の部

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	543百万円
関係会社株式評価損	1,446百万円
関連会社株式現物出資差額	602百万円
たな卸資産	1,129百万円
貸倒引当金	891百万円
移転価格調整引当金	2,287百万円
減価償却超過額	346百万円
一括償却資産	9百万円
繰越欠損金	2,374百万円
その他	333百万円
繰延税金資産小計	<u>9,963百万円</u>
評価性引当額	<u>△9,727百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>236百万円</u>
繰延税金負債	
資産圧縮積立金	63百万円
その他有価証券評価差額金	1,605百万円
その他	7百万円
繰延税金負債合計	<u>1,676百万円</u>
繰延税金負債の純額	<u>1,440百万円</u>

再評価に係る繰延税金負債	<u>1,278百万円</u>
--------------	-----------------

< リースにより使用する固定資産に関する注記 >

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

工作機械事業における工場設備（建物）、生産設備（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針に係る事項「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) オペレーティング・リース取引

未経過リース料

1年以内	562百万円
1年超	4,012百万円
計	4,575百万円

<関連当事者との取引に関する注記>

子会社等

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	DMG MORI GmbH	所有 直接100.0	役員の兼務	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 配当金の受取 増資の引受 (注) 3	37,944 344 8,219 93,447	短期貸付金 未収入金	96,927 8,353
子会社	DMG MORI Sales and Service Holding AG	所有 間接100.0	—	子会社株式の 売 却 (注) 6	19,521	未収入金	19,593
子会社	DMG MORI USA, INC.	所有 間接100.0	当社製品の販売 役員の兼務	資金の貸付 (注) 1 利息の受取	9,980 272	短期貸付金 未収入金	21,651 314
子会社	DMG MORI MANUFACTURING USA, INC.	所有 間接100.0	当社製品の製造及び 販売 役員の兼務	貸付金の返済 利息の受取	1,820 32	短期貸付金 未収入金	722 1
子会社	DMG 森精機 (天津) 機床 有限公司	所有 直接100.0	当社製品の製造及び 販売 役員の兼務	増資の引受 (注) 4 利息の受取	4,307 9	—	—
子会社	株式会社 マクネスケル	所有 直接 55.9 間接 44.1	当社製品用部品の 購入 役員の兼務	貸付金の返済 利息の受取	1,150 5	短期貸付金 未収入金	250 0
子会社	株式会社 太陽工機	所有 直接 50.8	原材料の共同購入 役員の兼務	配当金の受取 資金の借入 (注) 1 利息の支払	29 450 0	短期借入金 未払金	450 0
子会社	DMG MORI Global Marketing GmbH	所有 直接100.0	役員の兼務	配当金の受取 資金の借入 (注) 1 利息の支払	2,287 1,226 1	未収入金 短期借入金 未払金	2,453 1,226 0
子会社	DMG MORI Europe AG	所有 間接100.0	役員の兼務	子会社株式の 売 却 (注) 6	246	—	—
子会社	MORI SEIKI ISRAEL LTD	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼務	利息の受取	4	短期貸付金 未収入金	813 4
子会社	PT. DMG MORI INDONESIA	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼務	貸付金の返済 利息の受取 増資の引受 (注) 5	192 4 955	—	—
子会社	DMG MORI (THAILAND) CO., LTD.	所有 直接100.0	当社製品の販売 役員の兼務	利息の受取 増資の引受 (注) 5	2 829	—	—

種類	会社の名称	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ビークロニオン DMG森精機 株式会社	所有 直接100.0	当社ソフトの開発 役員の兼務	貸付金の返済 利息の受取	200 1	短期貸付金 未収入金	300 0
子会社	DMG森精機 Used Machiens 株式会社	所有 直接100.0	原材料の共同購入 役員の兼務	資金の借入 (注) 1 利息の支払	200 0	短期借入金 未払金	200 0
子会社	DMG森精機 リソ株式会社	所有 直接100.0	原材料の共同購入 役員の兼務	貸付金の返済 利息の受取	1,370 3	—	—
子会社	株式会社 特コーポレーション	所有 直接 56.8	役員の兼務	資金の貸付 (注) 1 利息の受取 増資の引受 (注) 5	935 0 236	短期貸付金 未収入金	935 0

- (注) 1. 資金の貸付及び借入の取引条件及び取引条件の決定方針等については、市場金利を勘案して利率を決定しております。
2. 配当金の額については、子会社との間で協議して決定しております。
3. 増資の引受については、AG社の株式を現物出資したものであります。
4. 増資の引受については、当社が有する貸付金を現物出資したものであります。
5. 増資の引受については、新株発行を引き受けたものであります。
6. 当社の所有していた欧州子会社の株式を売却したものであります。売却金額については、専門家による評価に基づいて決定しております。
7. 上記のほか、子会社への債権に対して貸倒引当金2,868百万円、貸倒引当金繰入額1,603百万円を、また、海外子会社への支出が見込まれる調整金に対して移転価格調整引当金7,511百万円、移転価格調整引当金繰入額7,511百万円を計上しております。
8. MORI SEIKI G.M.B.H.は、平成28年12月9日にDMG MORI Global Marketing GmbHに名称を変更しております。

< 1株当たり情報に関する注記 >

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 987円50銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 69円28銭 |

< 重要な後発事象に関する注記 >

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会において基本方針を協議し了承を得たうえ、1月13日、会社法第370条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議によって、一般財団法人森記念製造技術研究財団の社会貢献活動を支援する目的で、第三者割当による自己株式の処分を行うこと、及び会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、並びに同法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議しました。

なお、本自己株式の処分に関しましては、平成29年3月開催予定の当社第69回定時株主総会の承認を条件として実施するものとし、また、本自己株式の取得及び自己株式の消却に関しましては、本自己株式の処分に関する同株主総会の承認を条件として実施するものといたします。

詳細については、連結注記表の<重要な後発事象に関する注記>をご参照下さい。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年2月23日

DMG森精機株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小川佳男 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内藤哲哉 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲昌彦 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、DMG森精機株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、予防監査の視点から法令等遵守を重点監査項目として設定し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員並びに内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、FT会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員並びに内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年2月24日

D M G 森 精 機 株式会社 監査役会

常勤監査役 佐 藤 壽 雄 ㊟

監 査 役 加 藤 由 人 ㊟

監 査 役 木 本 泰 行 ㊟

(注) 監査役 加藤由人、木本泰行は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金13円 総額1,560,499,863円

なお、中間配当金として13円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり26円（総額3,121,004,328円）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年3月23日

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため1名増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	もり 森 まさ ひこ 雅彦 (昭和36年9月16日生)	昭和60年3月 京都大学工学部精密工学科卒業 平成5年4月 当社入社 平成6年6月 取締役企画管理室長兼国際部長 平成8年6月 常務取締役 平成9年6月 専務取締役 平成11年6月 代表取締役社長（現任） 平成15年10月 東京大学工学博士号取得 平成21年11月 DMG MORI AG 監査役（現任） 現在に至る	3,540,285株
2	たま い ひろ あき 玉井宏明 (昭和35年3月20日生)	昭和58年3月 同志社大学商学部卒業 昭和58年3月 当社入社 平成15年6月 取締役管理本部長 平成19年6月 常務取締役管理本部長 平成20年6月 専務取締役管理本部長 平成26年6月 代表取締役副社長営業エンジニアリング管掌兼管理管掌兼営業エンジニアリング本部長兼管理本部長 平成28年3月 代表取締役副社長管理管掌兼人事管掌兼管理本部長兼人事本部長（現任） 現在に至る	21,100株
3	たか やま なお し 高山直士 (昭和32年9月21日生)	昭和56年3月 青山学院大学理工学部機械工学科卒業 平成14年12月 当社入社 平成19年6月 取締役開発・製造本部長（開発担当） 平成20年6月 常務取締役製造・開発本部長（開発担当） 平成23年9月 大阪大学工学博士号取得 平成26年6月 専務取締役製造・開発・品質管掌兼製造・開発本部長兼品質本部長（現任） 現在に至る	13,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 株 式 の 数
4	こ ばやし ひろ たけ 小 林 弘 武 (昭和29年12月25日生)	昭和52年3月 慶應義塾大学経済学部卒業 平成27年10月 当社入社 専務執行役員経理財務副本部長 平成28年3月 専務取締役経理財務管掌兼経理 財務本部長 (現任) 現在に至る	3,300株
5	おお いし けん じ 大 石 賢 司 (昭和37年12月7日生)	昭和62年3月 早稲田大学法学部卒業 昭和62年3月 当社入社 平成24年4月 執行役員開発技術・開発管理本 部副本部長 平成26年6月 取締役購買物流IT管掌兼購買 物流IT本部長 平成27年12月 取締役購買物流管掌兼購買物 流本部長 (現任) 現在に至る	10,600株
6	あお やま とう じろう 青 山 藤 詞 郎 (昭和26年8月29日生)	昭和49年3月 慶應義塾大学工学部卒業 昭和54年3月 慶應義塾大学工学博士号取得 昭和63年4月 慶應義塾大学理工学部助教授 (機械工学科) 平成8年4月 慶應義塾大学理工学部教授 (シ ステムデザイン工学科) 平成21年7月 慶應義塾大学理工学部長・理工 学研究科委員長 (現任) 平成27年6月 当社社外取締役 (現任) 現在に至る	1,000株
7	の むら つよし 野 村 剛 (昭和27年12月7日生)	昭和51年3月 京都大学工学部卒業 昭和53年3月 京都大学大学院工学研究科精密 工学専攻博士前期課程修了 平成2年1月 松下電器産業株式会社(現 パナ ソニック株式会社) 入社 平成21年4月 同社役員 生産革新本部長 パナソニックファクトリーソリ ューションズ株式会社監査役 平成24年4月 パナソニック株式会社常務役員 生産革新本部長 平成25年4月 大阪大学工学博士号取得 平成25年6月 パナソニック株式会社常務取締 役 平成27年6月 当社社外取締役 (現任) 野村テクノサイエンス株式会社 代表取締役社長 (現任) 現在に至る	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	※ なか じま まこと 中 嶋 誠 (昭和27年1月2日生)	昭和49年3月 東京大学法学部卒業 昭和49年4月 通商産業省(現 経済産業省)入省 平成13年1月 近畿経済産業局長 平成16年6月 経済産業省貿易経済協力局長 平成17年9月 特許庁長官 平成19年7月 退官 平成20年2月 住友電気工業株式会社 顧問 平成21年4月 弁護士登録 平成21年10月 同社 常務執行役員 平成22年6月 同社 常務取締役 平成26年6月 同社 専務代表取締役 平成28年6月 公益財団法人発明協会副会長・専務理事(現任) 現在に至る	-
9	※ み たち たか し 御 立 尚 資 (昭和32年1月21日生)	昭和54年3月 京都大学文学部卒業 昭和54年4月 日本航空株式会社入社 平成4年6月 ハーバード大学経営大学院修士号取得 平成5年10月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループ入社 平成11年1月 同社 ヴァイスプレジデント 平成17年1月 同社 日本代表 平成17年5月 同社 シニア・ヴァイスプレジデント 平成23年4月 特定非営利活動法人国連世界食料計画WFP協会理事(現任) 平成25年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事、同観光立国委員会委員長(現任) 平成28年1月 株式会社ボストン・コンサルティング・グループシニア・パートナー・アンド・マネージング・ディレクター BCGフェロー(リスクマネジメント)(現任) 平成28年3月 楽天株式会社 社外取締役(現任) 現在に至る	-

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 候補者青山藤詞郎氏、候補者野村剛氏、候補者中嶋誠氏及び候補者御立尚資氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。

4. 候補者青山藤詞郎氏、候補者野村剛氏、候補者中嶋誠氏及び候補者御立尚資氏を社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。

(1) 候補者青山藤詞郎氏は、慶應義塾大学理工学部教授及び同学部長であり、機械工学・生産工学をはじめとする分野について幅広く卓越した知見と豊富な経験を有していることから、それらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

(2) 候補者野村剛氏は、パナソニック株式会社の常務取締役等を歴任され、長年の経営経験と生産技術・品質・環境分野で培われた業務経験と幅広く高度な見識を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、候補者野村剛氏は、平成27年6月にパナソニック株式会社常務取締役を退任されております。また、当社はパナソニック株式会社とは取引はあるものの、その過去3年間の取引高とその連結売上高に対する割合は次のとおり僅少であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

年	取引高 (百万円)	当社連結売上高に 占める割合
平成26年	-	-
平成27年	26	0.01%
平成28年	109	0.03%

(3) 候補者中嶋誠氏は、特許庁長官や住友電気工業株式会社の代表取締役等を歴任され、また弁護士資格をお持ちであることから、豊富な経営経験に加え法曹としての見識を当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、候補者中嶋誠氏は、昨年6月に住友電気工業株式会社専務取締役を退任されております。また、当社は住友電気工業株式会社とは取引はあるものの、その過去3年間の取引高とその連結売上高に対する割合は次のとおり僅少であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

年	取引高 (百万円)	当社連結売上高に 占める割合
平成26年	62	0.04%
平成27年	238	0.06%
平成28年	537	0.14%

- (4) 候補者御立尚資氏は、株式会社ボストン・コンサルティング・グループにおける長年の経営コンサルタントまた経営者としての豊富な経験・専門知識をお持ちであり、これらを当社の経営に活かしたく、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社と株式会社ボストン・コンサルティング・グループとの間に取引はございません。
5. 候補者青山藤詞郎氏については、直接会社経営に関与した経験はありませんが、技術分野における幅広い知見及び大学学部長や学術団体役員等としての経験・見識から、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断したため、社外取締役の候補者いたしました。
6. 候補者青山藤詞郎氏及び候補者野村剛氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年9ヶ月となります。
7. 当社は、候補者青山藤詞郎氏及び候補者野村剛氏との間で、会社法第427条1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認されました場合は、当該契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- また、候補者中嶋誠氏及び候補者御立尚資氏が取締役に選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、候補者青山藤詞郎氏及び候補者野村剛氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、両氏が社外取締役に再任した場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、候補者中嶋誠氏および候補者御立尚資氏が取締役に選任された場合、両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に対し届け出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査体制の強化を図るため監査役2名を増員することとし、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	※ 近藤達生 (昭和23年10月18日生)	昭和48年3月 早稲田大学商学部商学科卒業 平成21年1月 当社入社 専務執行役員経理財務本部長 平成21年6月 専務取締役経理財務本部長 平成22年4月 取締役副社長経理財務本部長 平成22年10月 取締役副社長経理財務管掌兼経理財務本部長 平成23年6月 代表取締役副社長経理財務管掌兼経理財務本部長 平成28年3月 経営統合業務担当(現任) 現在に至る	21,500株
2	※ 土屋総二郎 (昭和24年5月17日生)	昭和50年3月 名古屋大学大学院工学研究科卒業 昭和50年4月 日本電装株式会社(現株式会社デンソー)入社 平成13年3月 岐阜大学工学博士号取得 平成14年6月 株式会社デンソー 取締役 平成16年6月 同社 常務役員 平成19年6月 同社 専務取締役 平成23年6月 同社 取締役副社長 平成25年6月 同社 顧問技監/顧問 平成26年6月 株式会社ニッセイ 社外取締役(現任) 平成27年6月 豊田合成株式会社 社外取締役(現任) 現在に至る	5,000株

- (注) 1. ※印は新任候補者であります。
 2. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 候補者土屋総二郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。
 4. 候補者土屋総二郎氏を社外監査役候補者とした理由は、次のとおりであります。
 候補者土屋総二郎氏は、株式会社デンソーの取締役副社長等を歴任され、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しておられ、これらを当社の監査に反映していただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。

なお、候補者土屋総二郎氏は、昨年6月に株式会社デンソー顧問を退任されております。また、当社は株式会社デンソーとは取引はあるものの、その過去3年間の取引高とその連結売上高に対する割合は次のとおり僅少であり、独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

年	取引高 (百万円)	当社連結売上高に 占める割合
平成26年	1,144	0.69%
平成27年	968	0.26%
平成28年	1,024	0.27%

5. 当社は、候補者土屋総二郎氏が選任された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。

6. 当社は候補者土屋総二郎氏が選任された場合、同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
7. 候補者近藤達生氏は、本総会終結の時をもって当社取締役を退任されます。

第4号議案 第三者割当による自己株式の処分の募集事項の決定を取締役に委任する件

本議案は、会社法第199条及び第200条の規定に基づき、第三者割当による自己株式の処分に関し、募集事項の決定を当社取締役会に委任することをご承認をお願いするものであります。

本議案をご承認いただいた場合は、本年1月13日に会社法第370条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議により、本議案が承認されることを条件として、以下に参考情報として記載のとおり決定した募集事項の一部、及び今後決定するその他の募集事項の内容に従い、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に対して自己株式を処分することを予定しております。

なお、本議案が承認されることを条件として、今回の株主総会終了後から平成29年12月31日までの期間に取得価額の総額5,250百万円を上限として上限3,500,000株の自己株式を取得すること、及び同じく本議案が承認されることを条件として、平成29年3月31日を消却予定日として自己株式3,500,000株を消却することを上記決議により決定しております。

1. 処分する自己株式の内容

(1) 処分する株式の種類及び数の上限 普通株式 3,500,000株

(2) 払込金額の下限 1株につき1円

(3) 払込金額の総額 3,500,000円

(4) 処分方法 第三者割当によるものとし、次のとおり割り当てる。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

(三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者)

普通株式 3,500,000株

(5) 決定の委任 上記に定めるもののほか、募集事項その他募集株式の募集に必要な一切の事項については、当社取締役会の決議により決定する。

(参考情報)

①処分株式数 普通株式 3,500,000株

②処分価額 1株につき1円

③資金調達額 3,500,000円

④募集又は処分方法 第三者割当による処分

⑤処分先 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

(三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者)

⑥処分期日 未定

⑦その他 本自己株式の処分については、平成29年3月開催予定の当社第69回定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に係る他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議します。

2. 処分する自己株式を引き受ける者に対して特に有利な払込金額で自己株式の処分をすることを必要とする理由

当社ではこれまで社会貢献活動として、産業界と行政機関及び大学等の研究機関に対して協力関係の強化を図り、実用的な研究活動を助成するため、日本をはじめとしてグローバルに工作機械の貸与や寄贈を行い、また、国内外の優れたエンジニアを育成するために奨学金の設立及び寄付を行ってまいりました。こうした取組みは、現在の新しい技術の開発に大きな成果をもたらしております。併せて、当社が事業拠点とする奈良県及び三重県伊賀市を中心とする地域の文化的な環境構築に関連する事業の支援を行ってまいりました。

当社は、従来当社が行ってきましてこのような社会貢献活動を、当社に代わり一定の規模で安定的に推進することを目的として、平成28年3月に一般財団法人森記念製造技術研究財団（以下、「本財団」といいます。）を設立し、本財団は現在活動を行っております。

本財団が、こうした工作機械に関連する技術の向上及び革新につながる助成事業を将来にわたって継続的に実施していくことは、工作機械産業全体の発展に貢献するものであり、それは今後当社が持続的に成長していく基盤の強化につながるものと考えます。また、グローバルな研究機関とのネットワークを通じて人材育成を支援することは、当社のみならず新興国も含めグローバルな産業の発展に寄与するものと考えます。加えて、当社が生産の拠点とする地域の文化的な環境の構築を支援することは、地域社会との連携を強化し、企業としての信頼性をより一層高めるものであり、従業員の士気を高め、円滑で安定的な事業の運営に寄与するものと考えます。

このような理由により、財団を通して行うこれらの社会貢献活動は、今後の当社の事業の発展、企業価値の向上に資するものと考えております。

本財団の活動を推進するために、当社は、三井住友信託銀行株式会社を受託者、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託に対して第三者割当の方法により自己株式の処分をすることといたしました。本信託は、当社株式の配当等による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を活動原資に加え、今後事業を実施します。

本自己株式の処分は、本財団の活動原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものであり、このような本自己株式の処分の目的、本財団の活動内容とその実績、その他諸般の事情を考慮して、払込金額につきましては、1株につき1円といたしたいと存じます。

【ご参考情報】

本議案の詳細につきましては、巻末添付の資料「一般財団法人森記念製造技術研究財団の社会貢献活動支援を目的とした自己株式の処分、取得及び消却に関するお知らせ」及び「一般財団法人森記念製造技術研究財団の社会貢献活動支援を目的とした自己株式の処分、取得及び消却に関するQ&A」をご参照下さい。

以上

一般財団法人森記念製造技術研究財団の社会貢献活動支援を目的とした
自己株式の処分、取得及び消却に関するお知らせ

当社は、平成29年1月10日開催の取締役会において基本方針を協議し、了承を得たうえ、同年1月13日、会社法第370条（取締役会の決議に替わる書面決議）による決議によって、一般財団法人森記念製造技術研究財団（以下、「本財団」といいます。）の社会貢献活動を支援する目的で、第三者割当による自己株式の処分を行うこと、及び会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を行うこと、並びに同法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本自己株式の処分に関しましては、平成29年3月開催予定の当社第69回定時株主総会の承認を条件として実施するものとし、また、本自己株式の取得及び自己株式の消却に関しましては、本自己株式の処分に関する同株主総会の承認を条件として実施するものとしたします。

記

1. 本財団について

(1) 財団の目的

本財団は、工作機械技術、加工技術、知能化技術、ネットワーク技術、HMI (Human Machine Interface) 技術、環境保全技術など、工作機械に関連する技術の向上及び革新を通じて、工作機械産業の発展及び地球環境保全に貢献することを目的とし、工作機械の技術に関連する研究開発支援及び人材育成支援事業を行っております。併せて、地域の文化的な環境構築に関連する支援事業を行っております。

(2) 財団の概要

①名称	一般財団法人森記念製造技術研究財団
②所在地	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目35番16号
③代表理事	森 雅彦
④活動内容	工作機械の技術に関連する研究開発支援及び人材育成支援事業、地域の文化的な環境構築に関連する支援事業
⑤活動原資	年間約1億円 (注) 現在、設立時以降の寄付金76百万円で活動中ですが、下記2. (1) の自己株式の処分先である信託の受益者として交付を受ける金銭を加えて活動原資といたします。
⑥設立年月日	平成28年3月18日
⑦当社との関係	
資本関係	当社は本財団の基本財産の出捐企業です。
人的関係	当社の代表取締役1名が本財団の代表理事を兼務しております。また、当社の代表取締役1名が本財団の理事を兼務しております。その他当社従業員1名が本財団の監事を兼務しております。
取引関係	当社は本財団に寄付を行っております。
関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 自己株式の処分について

(1) 処分要領

①処分株式数	普通株式 3,500,000 株
②処分価額	1株につき1円
③資金調達額	3,500,000 円
④募集又は処分方法	第三者割当による処分
⑤処分先 (予定)	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行株式会社を委託者とする再信託受託者)
⑥処分期日 (予定)	平成29年3月31日
⑦その他	本自己株式の処分については、平成29年3月開催予定の当社第69回定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件とします。処分に係る期日その他の事項は、当該株主総会後における取締役会において決議します。

(2) 処分の目的及び理由

当社ではこれまで社会貢献活動として、産業界と行政機関及び大学等の研究機関に対して協力関係の強化を図り、実用的な研究活動を助成するため、日本をはじめとしてグローバルに工作機械の貸与や寄贈を行い、また、国内外の優れたエンジニアを育成するために奨学金の設立及び寄付を行ってまいりました。こうした取組みは、現在の新しい技術の開発に大きな成果をもたらしております。併せて、当社が事業拠点とする奈良県及び三重県伊賀市を中心とする地域の文化的な環境構築に関連する事業の支援を行ってまいりました。

本財団は、従来当社が行ってまいりました社会貢献活動を当社に代わり、一定の規模で安定的に推進することを目的として設立され、現在活動を行っております。

本財団が、こうした工作機械に関連する技術の向上及び革新につながる助成事業を将来にわたって継続的に実施していくことは、工作機械産業全体の発展に貢献するものであり、それは今後当社が持続的に成長していく基盤の強化につながるものと考えます。また、グローバルな研究機関とのネットワークを通じて人材育成を支援することは、当社のみならず新興国も含めグローバルな産業の発展に寄与するものと考えます。加えて、当社が生産の拠点とする地域の文化的な環境の構築を支援することは、地域社会との連携を強化し、企業としての信頼性をより一層高めるものであり、従業員の士気を高め、円滑で安定的な事業の運営に寄与するものと考えます。

このような理由により、財団を通して行うこれらの社会貢献活動は、今後の当社の事業の発展、企業価値の向上に資するものと考えております。

本財団の活動を推進するために、当社は、三井住友信託銀行株式会社を受託者、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者、本財団を受益者とする他益信託（以下、「本信託」といいます。）を設定し、本信託に対して第三者割当の方法により自己株式の処分をすることといたしました。本信託は、当社株式の配当による信託収益を本財団に交付し、本財団は当該信託収益を活動原資に加え、今後事業を実施します。

本自己株式の処分は、本財団の活動原資を拠出するために設定される本信託に対し行うものです。

(3) 調達する資金の額、用途及び支出予定時期

①調達する資金の額

ア 払込金額の総額	3,500,000 円
イ 発行諸費用の概算額	0 円
ウ 差引手取概算額	3,500,000 円

②調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額については、本スキーム（第三者割当による自己株式の処分）の構築に必要な弁護士費用等の諸費用への充当を、平成29年4月頃に予定しております。

（4）資金使途の合理性に関する考え方

調達した資金は、本スキームの構築の検討に要した弁護士費用等の諸費用に充当いたします。各諸費用は本スキームの構築に必須のものであり、当該資金使途には合理性があるものと考えております。

（5）処分条件等の合理性

①払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本財団は、工作機械の技術に関連する研究開発支援及び人材育成支援事業、地域の文化的な環境構築に関連する支援事業を継続的に実施していくことを考えております。本自己株式の処分は本財団の活動資金を拠出することを目的としたものであり、調達する資金も上記（3）②のとおり本スキームの構築に充当することを予定しております。このため、1株1円という処分価格は合理的と考えております。なお、本自己株式の処分は、本財団に対する有利発行に該当するため、平成29年3月開催予定の当社第69回定時株主総会において有利発行に係る特別決議を経ることを条件としております。

②処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本財団が実施している社会貢献活動は、本財団設立前より当社が行ってきたものであり、これまでの実績を勘案し、処分数量の規模は活動原資に照らし合理的であると考えております。加えて、本財団への拠出においては、当面は本自己株式処分による株式が株式市場へ流出することは考えられないため、本自己株式処分による流通市場への影響は軽微であることから、当該処分数量のレベルは合理的であると考えております。

また、本自己株式の処分におけるその希薄化の規模は、発行済株式の総数に対し2.63%（小数点第3位を四捨五入、平成28年9月30日現在の総議決権個数1,199,785個に対する割合2.92%）であるものの、当社では、平成29年3月開催予定の当社第69回定時株主総会で本自己株式の処分に係る議案が承認を経ることを条件に、下記3.の「自己株式の取得について」において、本自己株式の処分数量と同数の自己株式の取得及び消却を予定しており、株式の希薄化を回避する措置を講ずる予定のため、株式市場への影響は軽微であると考えております。

（6）処分予定先の選定理由等

①処分予定先の概要

ア 名称： 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

（本信託の再信託受託者であり、本信託の信託財産として割当を受けます。）

イ 信託契約の概要

委託者	当社
受託者	三井住友信託銀行株式会社 なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は本信託契約の再信託受託者となる予定です。
受益者	一般財団法人森記念製造技術研究財団
信託契約日（予定）	平成29年3月31日
信託の期間	未定
信託の目的	委託者を発行者とする普通株式から生じる配当を信託収益として受益者に交付し、社会貢献活動を実施させること。

（注）受託者である三井住友信託銀行株式会社との信託契約については今後詳細を決定していくことを予定しております。

（ご参考）

(1)名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	
(2)所在地	東京都中央区晴海一丁目8番11号	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 桑名 康夫	
(4)事業内容	有価証券の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務	
(5)資本金	51,000百万円（平成28年3月31日現在）	
(6)設立年月日	平成12年6月20日	
(7)発行済株式数	普通株式 1,020,000株	
(8)決算期	3月31日	
(9)従業員数	962名（平成28年3月31日現在）	
(10)主要取引先	事業法人、金融法人	
(11)主要取引銀行	—	
(12)大株主及び持株比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	66.66%
	株式会社りそな銀行	33.33%

(13) 当時会社間の関係

資本関係	該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の子会社である三井住友信託銀行株式会社は、当社株式を200,000株(0.15%)保有しております。
人的関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の子会社である三井住友信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。
関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：百万円）

決算期	平成26年3月期	平成27年3月期	平成28年3月期
純資産	58,266	58,700	58,981
総資産	1,728,321	2,468,835	6,901,302
1株当たり純資産（円）	57,124.36	57,549.99	57,825.09
経常収益	27,344	27,602	27,891
経常利益	740	788	570
当期純利益	429	460	348
1株当たり当期純利益（円）	420.68	451.25	341.87
1株当たり配当金（円）	170	180	140

（注）なお、当社は、処分先、当該処分先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係のないことについて、ホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報等に基づき調査し、問題がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

② 処分予定先を選定した理由

「(2) 処分の目的及び理由」に記載の目的を実行するにあたっては、信託業務における豊富な実績・経験を有する三井住友信託銀行株式会社が最適であるとの判断に至り、同社を受託先とし、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者とする本信託を処分予定先を選定いたしました。

③ 処分予定先の保有方針

本信託は、今後締結する信託契約に基づき、本財団を引き続き受益者の地位に留まらせるとの信託目的の達成が困難であると認められる場合を除き、処分株式を保有する予定です。

また、信託を終了する際は、信託財産を受益者に現状有姿のまま交付するものとします。

なお、本自己株式の処分により他益信託である本信託が保有する株式の議決権については、第三者外部機関として三井住友信託銀行株式会社が、受益者である本財団の活動原資となる安定配当を確保する観点に基づき、長期的な企業価値の向上を重視して当社に対して行使を行うものとします。

当社は処分先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社との間において、払込期日より2年間に於いて、当該処分株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

④ 処分予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

処分先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、当社が今後設定する本信託の信託財産である金銭をもって払込みを行います。

(7) 処分後の大株主及び持株比率

処 分 前 (平成28年12月31日現在)		処 分 後	
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	4.76%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	4.76%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.90%	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	3.90%
森 雅彦	2.66%	森 雅彦	2.66%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.63%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (森記念製造技術研究財団口)	2.63%

処 分 前 (平成28年12月31日現在)		処 分 後	
JP MORGAN CHASE BANK 380055	2.49%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2.63%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2.20%	JP MORGAN CHASE BANK 380055	2.49%
DMG 森精機従業員持株会	2.01%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2.20%
野村信託銀行株式会社 (投信口)	1.75%	DMG 森精機従業員持株会	2.01%
森 智恵子	1.72%	野村信託銀行株式会社 (投信口)	1.75%
森 優	1.29%	森 智恵子	1.72%
JPMCB OMNIBUS US PENSION TREATY JASDEC 380052	1.21%	森 優	1.29%
株式会社山善	1.13%	JPMCB OMNIBUS US PENSION TREATY JASDEC 380052	1.21%
DMG 森精機共栄会	1.02%	株式会社山善	1.13%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	0.98%	DMG 森精機共栄会	1.02%

(注)

1. 上記は、平成29年1月13日発表の「一般財団法人森記念製造技術研究財団の社会貢献活動支援を目的とした自己株式の処分、取得及び消却に関する知らせ」においては、処分前(平成28年9月30日現在)としておりましたが、処分前(平成28年12月31日現在)として大株主及び持株比率を更新しております。
2. 発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しています。
3. 上記表には、当社保有の自己株式を含めておりません。また、当社保有の自己株式12,905,232株(平成28年12月31日現在)は、処分後は9,405,232株となります。
4. 処分後の大株主及び持株比率については、平成28年12月31日現在の株主名簿を基準に、本自己株式の処分による増減株式数のみを考慮したものです。
5. 持株比率は小数第3位を四捨五入して表記しております。

(8) 今後の見通し

今後の当社業績に与える影響につきましては、軽微であると認識しておりますが、開示すべき事項が今後発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

(9) 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

(10) 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

①最近3年間の業績（連結）

	日本基準	国際会計基準	
	平成26年3月期	平成27年3月期	平成27年12月期
売上高	160,728百万円	—	—
売上収益	—	174,365百万円	318,449百万円
税金等調整前当期純利益	11,376百万円	—	—
税引前当期利益	—	23,086百万円	29,681百万円
当期純利益	9,442百万円	—	—
親会社の所有者に帰属する当期利益	—	17,080百万円	26,900百万円
1株当たり当期純利益	85.73円	—	—
基本的1株当たり当期利益	—	131.65円	216.53円
1株当たり配当金	22円/年	25円/年	26円/年
1株当たり純資産	1,164.59円	—	—
1株当たり親会社所有者帰属持分	—	1,266.28円	1,293.72円

(注)

1. 平成27年12月期より国際会計基準（IFRS）に基づいて連結財務諸表を作成しております。
2. 平成27年12月期より、DMG MORI AKTIENGESELLSCHAFT及びそのグループ会社を連結対象としたことにより、売上収益等の各指標が大幅に増加しております。

3. 平成27年12月期は、決算期変更により平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間となっております。

②現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年9月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	132,943,683株	100%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	一株	—%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	一株	—%
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	一株	—%

(注) 潜在株式数は、ストックオプションを含んでおりません。

③最近の株価の状況

ア 最近3年間の状況

	平成26年3月期	平成27年3月期	平成27年12月期
始 値	1,071円	1,312円	1,815円
高 値	2,089円	1,949円	2,638円
安 値	982円	1,116円	1,375円
終 値	1,305円	1,846円	1,425円

(注) 平成27年12月期は、決算期変更により平成27年4月1日から平成27年12月31日までの9ヶ月間となっております。

イ 最近6ヶ月間の状況

	平成28年					
	7月	8月	9月	10月	11月	12月
始 値	994円	1,059円	1,115円	1,070円	1,100円	1,351円
高 値	1,158円	1,148円	1,118円	1,132円	1,342円	1,609円
安 値	920円	965円	995円	1,045円	931円	1,327円
終 値	1,091円	1,142円	1,042円	1,115円	1,322円	1,418円

ウ 処分決議日前営業日における株価

	平成29年1月12日
始 値	1,430円
高 値	1,482円
安 値	1,427円
終 値	1,455円

④最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

有償一般募集（海外募集による新株式発行及び自己株式の処分）

払込期日	平成26年3月19日
調達資金の額	30,545,229,120円
発行価額	1株につき1,380円
募集時における発行済株式数	118,475,312株
当該募集による発行株式数	14,468,371株
募集後における発行済株式数	132,943,683株
当該処分前の自己株式数	7,771,853株
処分株式数	7,665,853株
処分後の自己株式数	106,000株
発行時における当初の資金使途	生産設備の導入及び拡充 80億円 ショールームの整備及び展示機の充実 50億円 東京ヘッドオフィスの建設 30億円 情報システム投資 40億円 残額は財務体質の健全化に充当する
発行時における支出予定時期	平成27年3月期
現時点における充当状況	上記支出予定時期に全額を充当済み

ご注意：上記2．自己株式の処分についての文章は、取得勧誘を目的に作成されたものではありません。

3. 自己株式の取得について

(1) 自己株式の取得を行う理由

上記2. の自己株式の処分に伴う株式価値の希薄化を回避するとともに、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を実行するため。

(2) 取得に係る事項の内容

①取得する株式の種類 当社普通株式

②取得する株式の総数 3,500,000株 (上限)

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.92%)

③株式の取得価額の総額 5,250,000,000円 (上限)

④取得期間 平成29年3月開催予定の当社第69回定時株主総会終了後から平成29年12月31日まで

⑤その他 本自己株式の取得は、上記2. の自己株式処分に関する株主総会の承認を条件とする。

(ご参考) 平成28年9月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 : 132,943,683株

自己株式数 : 12,904,908株

4. 自己株式の消却について

(1) 自己株式の消却を行う理由

将来の自己株式の処分による株式価値の希薄化の懸念を軽減するため。

(2) 消却に係る事項の内容

①消却する株式の種類 当社普通株式

②消却する株式の総数 3,500,000株

(消却前の発行済株式総数に対する割合2.63%)

③消却予定日 平成29年3月31日

④その他 本自己株式の消却は、上記2. の自己株式処分に関する株主総会の承認を条件とする。

(ご参考)

・消却前の発行済株式総数 : 132,943,683株

・消却後の発行済株式総数 : 129,443,683株

一般財団法人森記念製造技術研究財団（以下、「当財団」）の社会貢献活動支援を目的とした自己株式の処分、取得及び消却に関するQ&A

Q1：当財団がこれまで行った具体的な活動を教えて欲しい。

A：工作機械の技術に関する研究開発支援及び人材育成事業として、カリフォルニア大学バークレー校、カリフォルニア大学デービス校、京都大学、名古屋大学等への寄付を実施しました。また、地域の文化的な環境構築の関連する支援事業として、複数の市町村主催の行事に協賛金として寄付を行っております。

Q2：当財団が行う社会貢献活動が、会社の利益にどのように結びつくのか具体的に教えて欲しい。

A：国内外の大学・研究機関の研究活動を支援することで、研究で得られた知見が技術の進歩及び産業の裾野の拡大に寄与するとともに、人材の育成にもつながって行くと考えます。こうした活動の結果得られる技術及び人材は、当社の持続的、安定的な成長の基盤の強化につながるものと考えております。

また、地域の文化的な環境構築に関連する支援事業については、地域社会との連携を強化し、企業としての信頼性をより一層高めるものであり、当社を取り巻くステークホルダーとの良好な関係の構築は、円滑で安定的な事業の運営、企業価値の向上に寄与するものと考えます。

Q3：従来の当社の現金寄付と当財団を通した活動に違いがあるのか。

A：当社がこれまで行ってきた社会貢献活動の原資が、現金寄付から当財団が受け取る当社の株式配当金に移行することを意味します。昨年度は工作機械の技術に関する基礎的な研究開発の支援など大学に約2億円を寄付しております。この資金が大学において、適切に管理され、安定的に活用されることは、当社の技術開発に寄与するものと考えます。今後こうした寄付が財団から行われることで、当社としての寄付の支出は減少し、当社の収益にプラスの効果をもたらします。

Q4：信託株数を3,500,000株とする理由は何か。

A：当財団が予定している活動に必要な資金に見合う規模の株式配当金を受けるための株数です。前期（2016年12月期）の1株当たり年間配当金26円の水準では、91百万円となり、年間活動資金1億円の見合うものと考えます。

また、今後当社の業績向上により配当金が増額すれば、当財団の活動資金も増加し、それが当社の企業価値向上、業績向上につながるという善い循環を形成するものと考えます。

Q5：今回の自己株式の処分（信託銀行への第三者割当）により、1株当たり利益が希薄化することについてどのように考えるのか。

A：自己株式の処分に伴う株式価値の希薄化を回避するとともに、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を実行することを目的として、今回の処分と同数の3,500,000株の自己株式を市場から取得することを予定しています。また、将来の自己株式の放出による株式価値の希薄化の懸念を軽減することを目的として、今回の処分と同数の3,500,000株の消却を予定しています。

Q6：信託銀行に株式を信託するスキームを採用する理由は何か。

A：当財団の財産の保全及び効率的な管理を目的として、信託スキームを導入します。本スキームでは、自己株式を有利発行で信託銀行に割当て、議決権を分離のうえ、配当による信託収益は当財団が受け取ります。株主としての議決権は、信託銀行が長期的な企業価値の向上の観点で行使することとなります。

以上

